

第8期（令和3～5年度）

酒田市高齢者保健福祉計画
酒田市介護保険事業計画

酒 田 市



「誰もがいきいきと

暮らしやすいまち」をめざして

本市の高齢化率は、令和3年1月末時点で36.0%となっております。今後も高齢化はさらに進展し、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）には38.2%、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には43.9%になると見込まれ、介護需要の更なる増加が予測されます。

こうした中、令和2年6月には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進等を図る「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が公布されました。

本市においても、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据え、地域包括ケアシステムをより一層推進し、適切な介護サービス提供の確保と保険者機能の強化を図り、本計画の基本理念である「誰もがいきいきと暮らしやすいまち」の実現に向け、施策を総合的に取り組んでまいります。

今後も、高齢者の方々及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本計画の施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、課題や方向性について熱心なご議論を賜りました「酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会」の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました市民並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

酒田市長 丸山 至

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	他計画等との関係	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	計画の推進体制	2

第2章 高齢者を取り巻く状況

1	高齢者の状況	3
(1)	人口構成の推移	3
(2)	高齢者人口と高齢化率	4
(3)	高齢者世帯数	4
(4)	地区別高齢者数、高齢化率の状況	5
(5)	高齢者の疾病の状況	6
2	高齢者人口の推計	8
3	日常生活圏域ニーズ調査	9
4	在宅介護実態調査	15

第3章 計画の基本理念・基本目標

1	計画の基本理念	20
2	計画の基本目標	20
3	施策の体系	21

第4章 施策・事業の推進

重点事項1	さかた健康づくりビジョンの普及推進	23
重点事項2	生きがいづくり・社会参加の推進	28
重点事項3	多様な生活支援サービスの確保	31
1	地域で支え合う体制の整備	31
2	高齢者への生活支援	33
3	家族介護者への支援	36
重点事項4	医療との連携強化	38
重点事項5	自立支援・介護予防の推進	40
1	介護予防事業の充実	40
2	地域包括支援センターの体制強化	44
3	多職種連携による地域ケア会議の実施	47
重点事項6	認知症施策の推進	48
重点事項7	高齢者の権利擁護の推進	51
重点事項8	介護給付費等適正化事業	53
重点事項9	介護サービス基盤の整備	56
重点事項10	災害・感染症に対する備え	61

重点事項 11 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化	62
-------------------------------	----

第5章 介護保険事業の運営

1 日常生活圏域の設定	63
2 要介護認定者数の推移	64
3 各サービス利用量及び給付費の状況と見込み	65
(1) 各サービス利用量及び給付費の状況	65
(2) 各サービス利用量及び給付費の見込み	67
4 地域支援事業について	70
(1) 地域支援事業の内容	70
(2) 地域支援事業費の状況	71
(3) 介護予防・生活支援サービス事業の見込み	71
(4) 地域支援事業の見込額	72
(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用	72
5 市町村特別給付	72
6 第1号被保険者の保険料	73
(1) 給付費の見込額	73
(2) 保険料基準額	73
(3) 保険料段階	75
資料編	78

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和2年9月末現在、本市の総人口は100,433人、65歳以上の高齢者人口は36,109人、高齢化率は36.0%となっています。団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）には、総人口が減少する中、高齢者人口は高水準で推移し、高齢化率は38.2%になると見込まれています。本市では、2025年（令和7年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とすべく、地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

令和2年6月には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進等を図る「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が公布され、今後は、地域包括ケアシステムをより一層推進させていく必要があります。

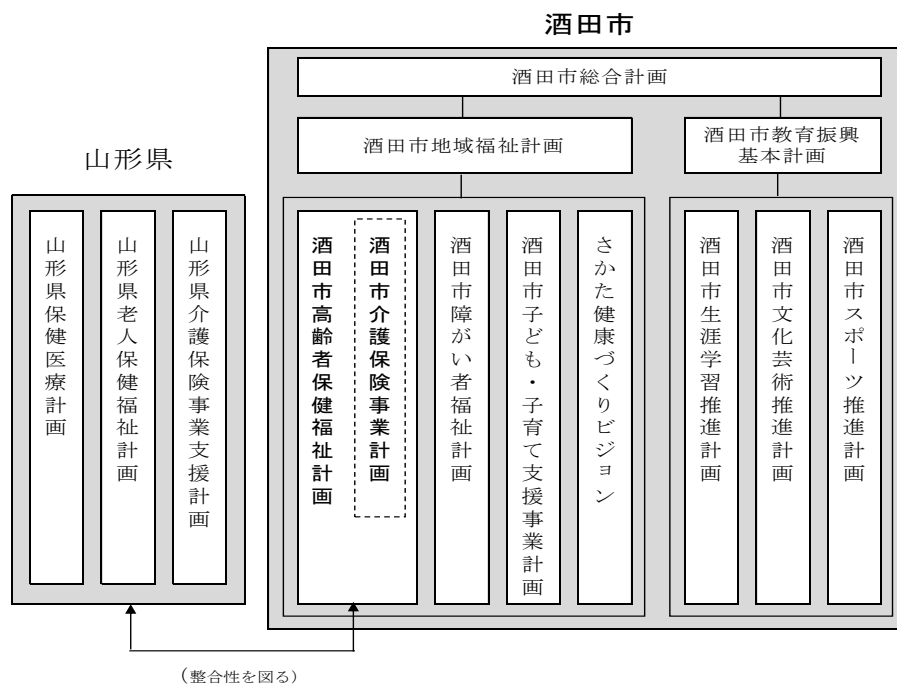
第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、このような状況を踏まえ、2025年（令和7年）や2040年（令和22年）を見据え、高齢者に対する施策の総合的な展開を図る計画として策定するものです。

2 他計画等との関係

酒田市では、「酒田市総合計画」に基づき、『賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田』を目指し、各施策に取り組んでいます。

本計画は、この「酒田市総合計画」を踏まえ、「酒田市地域福祉計画」、「さかた健康づくりビジョン」等の上位計画・関連計画と整合性を図りながら策定します。

また、本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

第8期介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）の高齢者介護や福祉のあるべき姿を念頭に置き、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、期間中の3年間の介護サービス利用量等見込みだけではなく、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）の見込みも示します。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、健康福祉部長を委員長とし、関係部課長で組織する「酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を庁内に設置し、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析や課題の整理を行いながら、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の原案を作成しました。

また、本計画に市民の意見を反映させるために、「酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会」を設置し、意見を聴取しながら策定しました。

さらに、令和3年2月16日から令和3年3月7日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様が意見を述べる機会を設けました。

5 計画の推進体制

本計画の推進に向け、庁内関係部署と問題意識を共有し、連携を図りながら取り組んでいきます。

本計画の進捗状況や介護サービスの運営実態については、本計画に記載する施策・事業や介護サービス利用量・給付費の評価・検証を行い、介護保険事業の運営と進行管理を行う「酒田市介護保険運営協議会」へ報告します。

また、地域包括支援センターの適正な運営を確保するため、「酒田市地域包括支援センター運営協議会」に委託状況や運営の状況等を報告し、管理運営の透明性を高めていきます。

さらに、本計画に関し必要な情報を市広報やホームページに随時公表し、出前講座等も活用しながら、市民への周知や意見等の把握に努めます。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況

(1) 人口構成の推移

平成27年に比べ、令和2年9月末の現況値では、構成比が年少人口で1.1ポイント、生産年齢人口で2.0ポイント減少している一方、高齢者人口は3.5ポイント増加しており、少子高齢化が顕著に進んでいます。

■酒田市の人口構成の推移

(単位：人)

	国勢調査					現況値
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
総人口	122,536	121,614	117,577	111,151	106,244	100,433
構成比	—	—	—	—	—	—
高齢者人口	24,070	27,991	30,491	31,835	34,518	36,109
65歳以上	19.7%	23.0%	25.9%	28.6%	32.5%	36.0%
70歳以上	15,427	19,542	22,782	24,570	25,332	27,601
構成比	12.6%	16.1%	19.4%	22.1%	23.8%	27.5%
75歳以上	9,043	11,563	14,949	17,384	18,517	18,895
構成比	7.4%	9.5%	12.7%	15.6%	17.4%	18.8%
生産年齢人口	78,344	75,536	71,028	65,190	59,168	53,927
15～64歳	63.9%	62.1%	60.4%	58.7%	55.7%	53.7%
40歳以上	44,247	42,836	40,966	39,093	36,198	33,314
構成比	36.1%	35.2%	34.8%	35.2%	34.1%	33.2%
年少人口	20,122	18,087	16,058	14,123	12,168	10,397
0～14歳	16.4%	14.9%	13.7%	12.7%	11.5%	10.4%

※平成17年以前は旧1市3町の合計。国勢調査の年齢不詳（平成22年3名、平成27年390名）については、総人口のみに含み、年齢区分には含まない。令和2年は「住民基本台帳9月末現在」より

(2) 高齢者人口と高齢化率

総人口は年々減少していますが、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は全国平均に比べてかなり高い状況で推移しています。また、県平均に比べても高い状況で推移しています。

■酒田市の高齢者人口と高齢化率の推移

(単位：人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口		106,969	105,708	104,577	103,056	101,627	100,433
高齢者人口		34,513	35,054	35,505	35,799	35,918	36,109
	前期高齢者数	16,084	16,470	16,711	16,894	17,016	17,214
	後期高齢者数	18,429	18,584	18,794	18,905	18,902	18,895
高齢化率		32.3%	33.2%	34.0%	34.7%	35.3%	36.0%
	(参考) 全国	26.6%	27.3%	27.7%	28.1%	28.4%	28.7%
	(参考) 山形県	30.8%	31.5%	32.3%	32.9%	33.4%	未発表

※国の高齢化率は総務省統計局「人口推計（各年 10 月 1 日現在）」、県の高齢化率は「山形県の人口と世帯数（各年 10 月 1 日現在）」、市の人口は「住民基本台帳（9 月末現在）」より

(3) 高齢者世帯数

令和元年の高齢者夫婦世帯数は、平成 27 年と比較し、17.4%増の 4,036 世帯となっています。

一人暮らしの高齢者世帯数は年々増加し、令和元年は平成 27 年と比較し、25.4%増の 5,082 世帯となっています。

■酒田市の高齢者世帯の推移

(単位：世帯)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
一般世帯数		41,933	41,952	42,060	42,059	42,168
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者夫婦世帯数		3,438	3,503	3,690	3,670	4,036
(65歳以上)	構成比	8.2%	8.4%	8.8%	8.7%	9.6%
一人暮らし高齢者世帯数		4,053	4,149	4,387	4,469	5,082
(65歳以上)	構成比	9.7%	9.9%	10.4%	10.6%	12.1%

※一般世帯数は「住民基本台帳（10 月末現在）」、高齢者夫婦世帯数及び一人暮らし高齢者世帯数は「健康福祉の概要（酒田市）」より各年 1 1 月 1 日現在の状況

(4) 地区別高齢者数、高齢化率の状況

平成29年と比較すると、若浜と港南を除く全ての地区で高齢化率は上昇し、高齢化率が40%を越える学区が7学区増えました。高齢化率が特に高い学区は、琢成学区と南遊佐学区と飛島となっています。

地区 (学区)	平成29年			令和2年		
	総人口 (人)	高齢者 人口 (人)	高齢化率 (%)	総人口 (人)	高齢者 人口 (人)	高齢化率 (%)
琢成	5,897	2,526	42.8	5,477	2,462	45.0
松陵	6,312	2,379	37.7	6,020	2,352	39.1
浜田	6,057	2,368	39.1	5,723	2,329	40.7
若浜	6,814	2,283	33.5	6,847	2,257	33.0
飛島	206	148	71.8	180	139	77.2
亀ヶ崎	6,801	2,042	30.0	6,669	2,080	31.2
港南	3,008	1,055	35.1	2,882	1,002	34.8
松原	9,677	2,291	23.7	9,419	2,454	26.1
泉	6,610	1,683	25.5	6,591	1,775	26.9
富士見	6,801	1,745	25.7	6,582	1,828	27.8
新堀	2,109	817	38.7	1,986	811	40.8
広野	1,904	660	34.7	1,808	686	37.9
浜中	1,781	619	34.8	1,652	619	37.5
黒森	1,130	423	37.4	1,053	430	40.8
宮野浦	6,714	2,128	31.7	6,589	2,250	34.1
十坂	4,152	995	24.0	4,135	1,079	26.1
西荒瀬	2,660	872	32.8	2,431	858	35.3
南遊佐	1,236	509	41.2	1,142	521	45.6
鳥海	3,316	1,327	40.0	3,169	1,365	43.1
東平田	1,641	655	39.9	1,529	655	42.8
北平田	1,356	510	37.6	1,261	516	40.9
中平田	1,542	651	42.2	1,465	627	42.8
八幡	5,748	2,218	38.6	5,338	2,253	42.2
松山	4,242	1,623	38.3	3,913	1,654	42.3
平田	6,037	2,160	35.8	5,676	2,218	39.1
特養等	826	818	—	896	889	—
計	104,577	35,505	34.0	100,433	36,109	36.0

※「住民基本台帳（9月末現在）」より（旧3町については、旧町全体を一つの地区として集計）

(5) 高齢者の疾病の状況

①件数からみた疾病分類

年齢別の受診人数は、前回調査を実施した平成28年5月診療分の状況（以下、「前回調査」という。）と比較すると、65～74歳で273名減少している一方、75歳以上では498名増加しており、後期高齢者の受診者が多くなっています。

疾病分類別の受診人数は、いわゆる生活習慣に起因する循環器系・消化器系・内分泌系の疾病の割合は53.6%と全体の半数を超えおり、前回調査と比較し、1.0%上昇しています。また眼の疾患や筋骨格系等の加齢による疾患は約20.5%を占めていますが、前回調査と比較し、0.8%減少しています。

今後も健（検）診受診や事後指導の充実、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導による生活習慣病予防等に積極的に取り組むことが必要です。

■酒田市の疾病分類別受診人数（令和元年5月診療分の大分類別）

順位	65～74歳			75歳以上			合計		
	疾病名称	件数	%	疾病名称	件数	%	疾病名称	件数	%
1	循環器系	3,196	22.7	循環器系	8,328	28.2	循環器系	11,524	26.5
2	消化器系	2,726	19.4	消化器系	4,279	14.5	消化器系	7,005	16.1
3	内分泌系	1,936	13.8	筋骨格系	3,585	12.2	筋骨格系	4,998	11.5
4	筋骨格系	1,413	10.0	内分泌系	2,878	9.8	内分泌系	4,814	11.0
5	眼の疾患	1,311	9.3	眼の疾患	2,602	8.8	眼の疾患	3,913	9.0
6	新生物	707	5.0	新生物	1,393	4.7	新生物	2,100	4.8
7	呼吸器系	589	4.2	神経系	1,073	3.6	呼吸器系	1,582	3.6
8	精神障害	408	2.9	呼吸器系	993	3.4	精神障害	1,284	2.9
9	皮膚の疾患	407	2.9	精神障害	876	3.0	尿路性器系	1,175	2.7
10	尿路性器系	308	2.2	尿路性器系	867	2.9	神経系	1,073	2.5
	その他	1,079	7.6	その他	2,613	8.9	その他	4,099	9.4
総数		14,080	100		29,487	100		43,567	100

※山形県後期高齢者疾病分類別統計、山形県国民健康保険疾病分類別統計の原数値より調整

※両保険の65歳以上受診者の合計

②主要死因別の死亡者の状況

主要死因別死亡者数の状況を見ると、依然として悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の全体に占める割合が高いことから、引き続き生活習慣改善による疾病予防に重点的に取り組む必要があります。

また、庄内地域は自殺死亡率が総じて山形県平均より高い傾向にあり、これまでもこころの健康相談・うつ病対策及び自殺防止策に関する取り組みを強化してきましたが、自殺率の低減へ向け今後一層の取り組みが必要です。

■酒田市の主要死因別死亡者数の状況

(単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
結 核	1	1	6	1	1	1	1
悪性新生物	448	431	468	404	404	414	443
脳血管疾患	175	182	165	170	168	160	142
心 疾 患	212	191	237	199	218	213	205
呼吸器系の疾患	222	250	223	248	192	188	200
消化器系の疾患	57	58	50	55	47	50	59
不慮の事故	48	50	53	44	47	58	48
尿路性器系の疾患	39	41	37	45	41	34	44
高血圧性疾患	3	5	3	6	10	7	6
糖 尿 病	8	14	6	10	13	10	10
その他の疾患	179	211	215	175	185	220	223
老 衰	56	96	114	139	165	184	194
自 殺	36	31	23	21	25	23	19
合 計	1,484	1,561	1,600	1,517	1,516	1,562	1,594

※「保健福祉統計年報（人口動態統計編）山形県健康福祉部」より

2 高齢者人口の推計

高齢者人口は、令和3年まで増加していくものの、令和4年以降は減少していきます。しかし、総人口の減少等により、高齢化率は上昇していきます。第8期計画の最終年度である令和5年には、高齢者人口は35,902人、高齢化率は37.3%と見込まれます。

団塊の世代全てが後期高齢者になる2025年（令和7年）には、高齢者人口は35,572人、うち後期高齢者人口は20,292人と見込まれ、高齢者に占める後期高齢者の割合が急増していきます。また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる2040年（令和22年）には、高齢者人口は30,425人、うち後期高齢者人口は18,744人と見込まれ、高齢者に占める後期高齢者の割合が60%を超えていきます。

■高齢者人口の推計

（単位：人）

		令和2年 (2020年) 実績値	令和3年 (2021年) 推計値	令和4年 (2022年) 推計値	令和5年 (2023年) 推計値	令和7年 (2025年) 推計値	令和22年 (2040年) 推計値
高齢者人口	65～69歳	8,662	8,256	7,887	7,577	7,165	6,164
	70～74歳	8,405	9,133	9,232	9,019	8,115	5,517
	前期高齢者数	17,067	17,389	17,119	16,596	15,280	11,681
	A 比率A/C	47.5%	48.3%	47.6%	46.2%	43.0%	38.4%
	75～79歳	6,281	5,964	6,062	6,496	7,647	5,386
	80～84歳	5,562	5,413	5,399	5,363	5,302	5,122
	85歳～	7,037	7,261	7,369	7,447	7,343	8,236
	後期高齢者数	18,880	18,638	18,830	19,306	20,292	18,744
	B 比率B/C	52.5%	51.7%	52.4%	53.8%	57.0%	61.6%
	高齢者数計C	35,947	36,027	35,949	35,902	35,572	30,425
総人口D	100,745	99,274	97,785	96,267	93,180	69,282	
高齢化率C/D	35.7%	36.3%	36.8%	37.3%	38.2%	43.9%	

※平成30年から令和2年の各年3月末現在の住民基本台帳をもとに、コーホート法により高齢者人口を年齢階層別に推計

3 日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

① 目的

地域の高齢者の実態や、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源について把握し、地域の問題点の発見や目標の設定を行い、第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）に反映させることを目的に実施しました。

② 調査対象者

令和元年9月末現在、酒田市に住所を有する65歳以上の方35,918人のうち要介護認定者等を除く30,232人を圏域別・無作為で29.8%の割合で抽出した9,000人です。

③ 調査方法

令和元年12月4日に調査対象者に調査票を発送し、郵便等で回収しました。

④ 回収結果

日常生活圏域	発送数 (人)	回答者数 (人)	回答率 (%)	回答者の平 均年齢(歳)	要支援 1(人)	要支援 2(人)
1 なかまち	1,168	861	73.7	75.38	21	21
2 にいだ	1,169	873	74.7	75.80	17	23
3 はくちょう	1,330	1,008	75.8	74.97	11	23
4 あげぼの	907	677	74.6	73.94	4	12
5 かわみなみ	1,437	1,016	70.7	74.17	11	23
6 ほくぶ	692	502	72.5	74.79	7	15
7 ひがし	572	436	76.2	75.04	7	11
8 やわた	577	425	73.7	76.05	7	11
9 まつやま	571	430	75.3	74.77	7	6
10 ひらた	577	412	71.4	74.64	2	8
全 体	9,000	6,640	73.8	74.93	94	153

(2) 調査項目

① 国が示した必須項目（35項目）

家族構成・生活状況（3）、体を動かすこと（7）、食ること（4）、毎日の生活（6）、地域での活動（3）、たすけあい（4）、健康（6）、認知症にかかる相談窓口の把握（2）

② 国が示したオプション項目（11項目）

家族構成・生活状況（1）、体を動かすこと（2）、食ること（3）、毎日の生活（4）、健康（1）

③ 酒田市独自の項目（3項目）

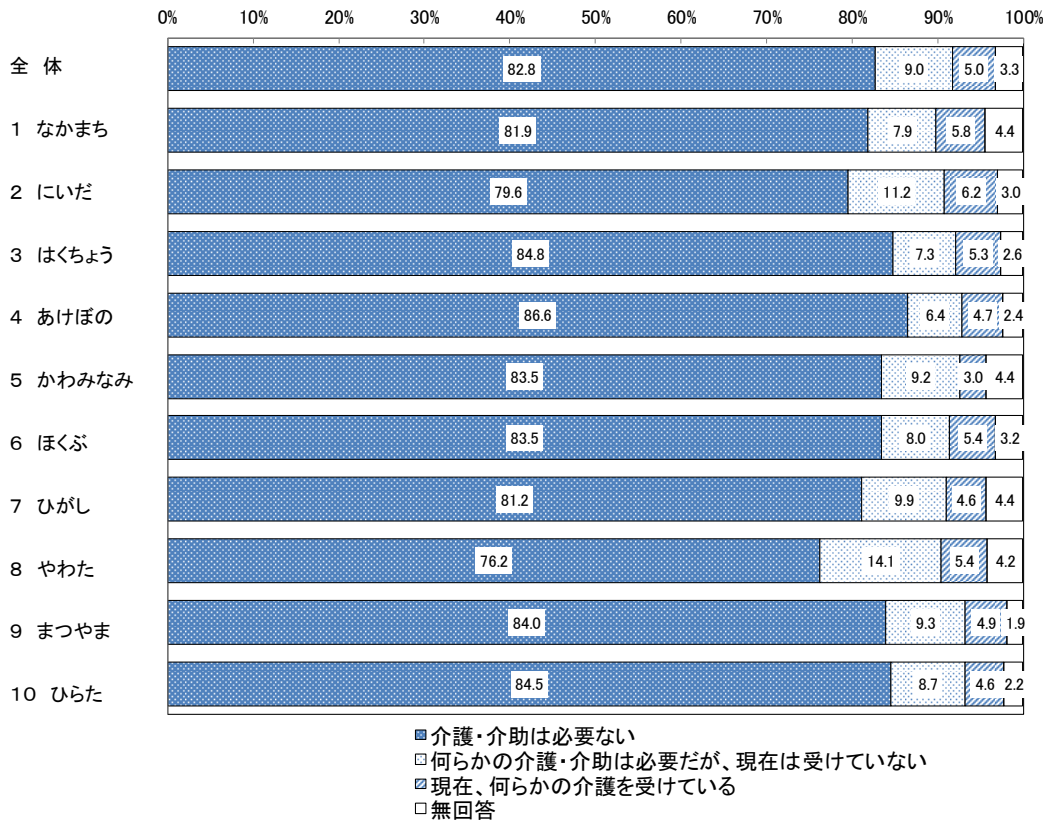
これからの酒田市の介護保険サービスと負担のあり方（1）、日常生活圏域（2）

(3) 調査結果（主な調査結果を掲載）

【家族構成・生活状況】

○「介護・介助の必要性」の調査結果では、「介護・介助は必要ない」が82.8%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が9.0%、「現在、何らかの介護を受けている」が5.0%となっています。

■日常生活圏域別（%）



(単位：%)

第7期計画策定時				第8期計画策定時			
必要ない	必要だが現在は受けていない	受けている	無回答	必要ない	必要だが現在は受けていない	受けている	無回答
80.7	9.5	6.0	3.7	82.8	9.0	5.0	3.3

【体を動かすこと】

○「階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか」の調査結果では、「できるし、している」が57.6%と最も高く、次いで「できるけどしていない」が19.8%、「できない」が18.4%となっています。日常生活圏域別で見ると、10圏域すべてで「できるし、している」の割合が最も高く、中でも『あげぼの』及び『まつやま』の2圏域で6割を上回っています。

(単位：%)

第7期計画策定時				第8期計画策定時			
できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答	できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答
60.5	17.4	18.8	3.3	57.6	19.8	18.4	4.2

○「15分くらい続けて歩いているか」の調査結果では、「できるし、している」が63.6%と最も高く、次いで「できるけどしていない」が23.2%、「できない」が9.9%となっています。日常生活圏域別で見ると、10圏域すべてで「できるし、している」の割合が最も高く、中でも『ほくぶ』、『ひがし』、『やわた』、『ひらた』を除く6圏域で6割を上回っています。

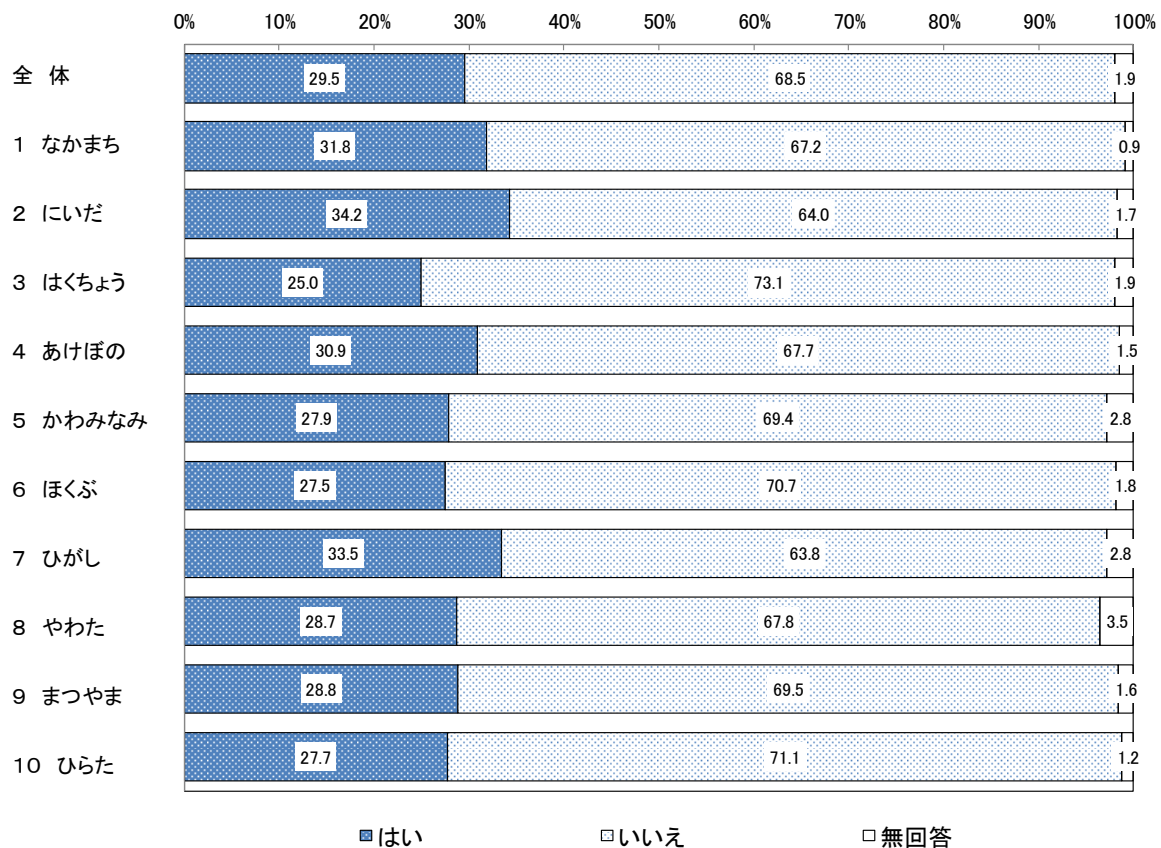
(単位：%)

第7期計画策定時				第8期計画策定時			
できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答	できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答
62.2	23.6	11.1	3.1	63.6	23.2	9.9	3.3

【食べること】

○「半年前に比べて固いものが食べにくくなったか」の調査結果では、「はい」と回答した方が約3割となっており、「いいえ」が大幅に上回っています。

■日常生活圏域別 (%)



(単位：%)

第7期計画策定時			第8期計画策定時		
はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
31.4	66.0	2.6	29.5	68.5	1.9

【毎日の生活】

- 「物忘れが多いと感じるか」の調査結果では、「いいえ」が過半数の53.6%となっていますが、約4割の方が物忘れが多いと感じています。日常生活圏域別で見ると、『ひがし』のみ「はい」がわずかに高く、その他の9圏域では「いいえ」が高くなっています。

(単位：%)

第7期計画策定時			第8期計画策定時		
はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
43.5	52.9	3.6	43.3	53.6	3.0

- 「自分で食事の用意をしているか」の調査結果では、「できるし、している」が69.4%と最も高く大半を占めており、次いで「できるけどしていない」が21.7%、「できない」が7.6%となっています。日常生活圏域別で見ると、10圏域すべてで「できるし、している」の割合が最も高く、中でも『にいだ』(75.1%)、『あけぼの』(74.6%)、『なかまち』(73.3%)、『はくちょう』(70.5%)の4圏域で7割を上回っています。

(単位：%)

第7期計画策定時				第8期計画策定時			
できるし、している	できるけどしていない	できない	無回答	できるし、している	できるけどしていない	できない	無回答
67.3	21.0	9.5	2.2	69.4	21.7	7.6	1.3

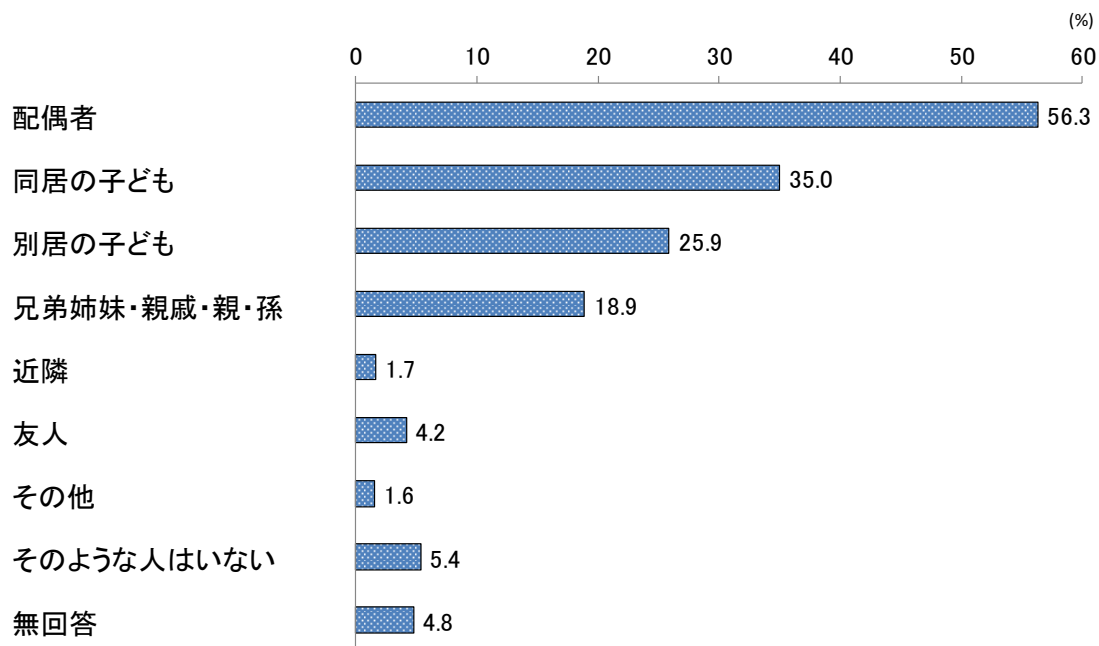
【地域での活動】

- 「いきいき百歳体操等の介護予防のための通いの場にどのくらいの頻度で参加しているか」の調査結果では、「参加していない」が60.8%と最も高く大半を占めており、次いで「週1回」が5.2%、「年に数回」が3.1%となっています。日常生活圏域別で見ると、10圏域全てで「参加していない」が最も高くなっています。
- 「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思うか」の調査結果では、全体では、「参加したくない」が59.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」が26.7%、「既に参加している」が5.2%となっています。日常生活圏域別で見ると、10圏域全てで「参加したくない」が最も高くなっています。

【たすけあい】

- 「あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人は誰か(複数回答可)」の調査結果では、「配偶者」が56.3%と最も高く、次いで「同居の子ども」が35.0%、「別居の子ども」が25.9%となっています。

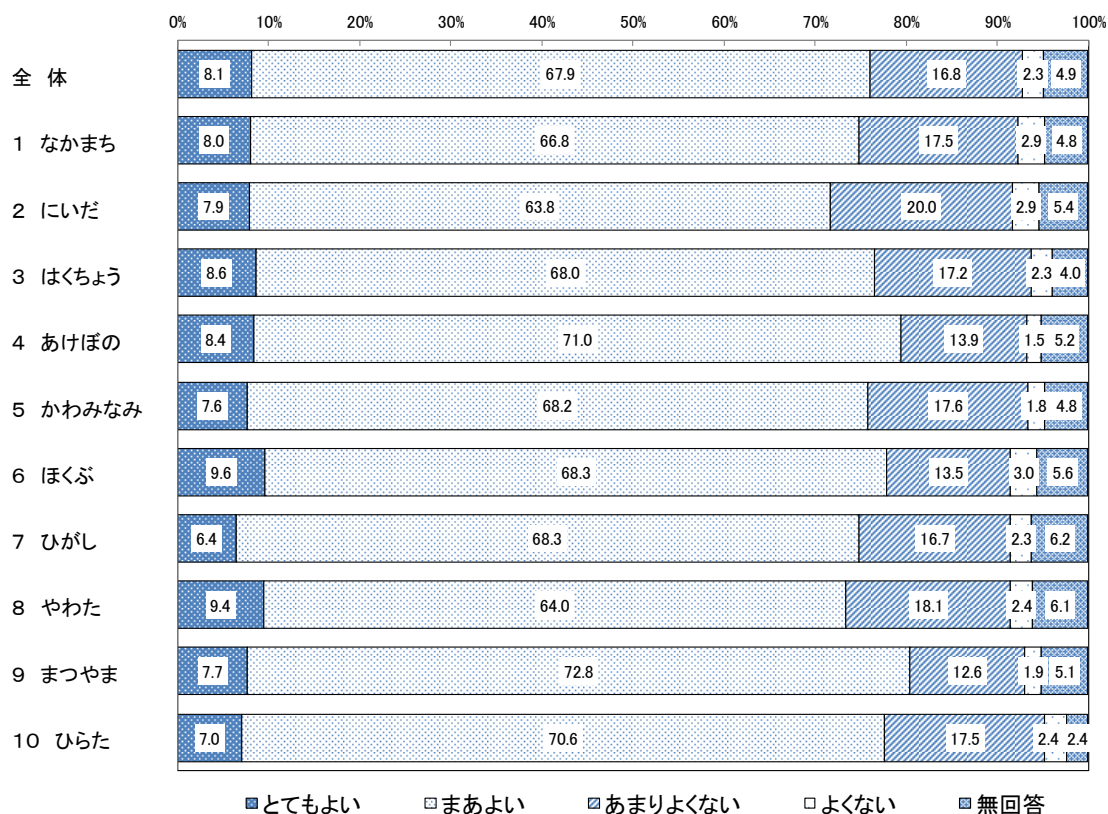
■全体 (%)



【健康】

○「現在のあなたの健康状態はいかがですか」の調査結果では、全体では、「まあよい」が67.9%と最も高く、次いで「あまりよくない」が16.8%、「とてもよい」が8.1%となっています。

■日常生活圏域別 (%)



(単位：%)

第7期計画策定時					第8期計画策定時				
とてもよい	まあよい	あまりよくない	よくない	無回答	とてもよい	まあよい	あまりよくない	よくない	無回答
8.2	66.3	17.8	3.0	4.6	8.1	67.9	16.8	2.3	4.9

【認知症にかかる相談窓口の把握】

○「認知症に関する相談窓口を知っているか」の調査結果では、「はい」と回答した方が約3割となっており、「いいえ」が大幅に上回っています。日常生活圏域別で見ると、10圏域すべてで「いいえ」の割合の方が高く、最も高い『かわみなみ』（64.2%）と最も低い『まつやま』（47.4%）との差は16.8ポイントと、回答に差が見られました。

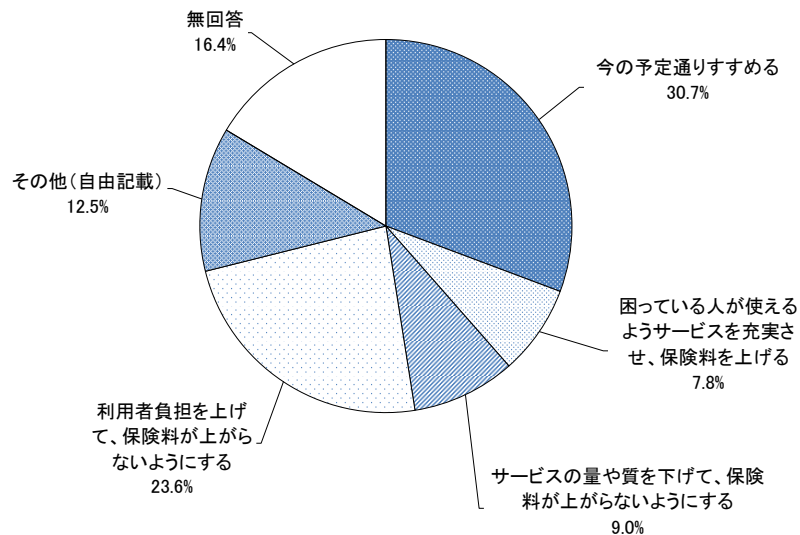
【日常生活圏域】

○「地域包括支援センターを知っているか」の調査結果では、「はい」が過半数の50.8%となっています。日常生活圏域別で見ると、『なかまち』、『はくちょう』、『かわみなみ』の3圏域で「いいえ」、残りの7圏域では「はい」の割合の方が高く、回答に差が見られました。「はい」の割合が高くなっているのは、『まつやま』（64.0%）、『やわた』（59.5%）、『ひがし』（58.5%）と続きました。

【保険料の方向性】

○「現在の酒田市の保険料基準月額6,480円で県内6番目（全国平均は5,869円）ですが、現時点で令和7年度からの保険料基準月額は7,846円と予想されています。これからの介護保険サービスと負担のあり方について、どういう方向にすべきだと思うか」の調査結果では、「今の予定通りすすめる」が30.7%と最も高く、次いで「利用者負担を上げて、保険料が上がらないようにする」が23.6%、「その他」が12.5%となっています。

■全体 (%)



4 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

①目的

第8期介護保険事業計画策定に向けて、「要介護者の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

②調査対象者

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方 1,441人

③調査実施期間

平成31年1月15日～令和2年1月21日（行政規模で回収目標600件）

④調査手法

ア 市認定調査員による聞き取り調査

イ 郵送によるアンケート調査（認定調査時に調査委託先のケアマネジャーが回収）

⑤回収状況

回収数 1,000人 回収率69.3%

「認定ソフト2018」の認定データとの関連付けを行うことができた件数 894件

(2) 調査の集計結果

1 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

1.1 集計・分析の狙い

- 「在宅生活の継続」と「介護者不安の軽減」の2つの視点からの集計
- どのようなサービスを利用することによって在宅継続、不安の軽減が図られるのか、「サービス利用の組み合わせ」と「サービス利用回数」の2つからのクロス集計

1.2 集計結果と着目すべきポイント

- 在宅での介護者が不安に感じる介護としては、要介護度が軽度の方については「入浴・洗身」及び「外出支援」が高い傾向にあり、要介護度が中重度の方については「認知症状への対応」及び「排泄」が高い傾向にありました。要介護者の在宅生活の継続の達成に向けては、これらの介護負担の軽減がポイントになると考えられます。
- 「要介護度別・サービス利用の組み合わせ」から、要介護度の重度化に伴い、訪問系サービスを含む組み合わせ利用が増加する傾向がみられました。
- 「サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況」から、訪問系のみを利用をしているケースでは、「施設等を検討していない」との回答が多い傾向がみられました。
- 「サービス利用回数と施設等検討」の状況から、訪問系サービスの利用回数の増加が、通所系や短期系サービスの利用回数の増加に比べて、施設等検討の状況における「検討していない」の割合を比較的に高く維持する傾向が見られました。これは、通所系や短期系のようなレスパイト（休憩、息抜き）機能を持つサービスの利用は介護者の負担を軽減するなどの効果は期待されるものの、過度に通所系、短期系に偏った利用をしているケースでは、在宅生活の継続が難しくなっているものと考えられます。

1.3 考察

- 訪問系サービスを軸としながら、介護者の負担軽減機能をもつ通所系・短期系サービスを組み合わせることが、在宅限界点の向上に寄与するものと考えられます。

今後は中重度の在宅療養者が増加していく中で、このような複数の支援・サービスをいかに一体的に提供していくかが重要になると考えられます。

- 多頻度の訪問で、介護職・看護職等の目が多く入ることにより、在宅での生活環境の改善や介護者の不安軽減につながると考えられます。
- 具体的な取り組みとしては、「通いを中心とした包括的サービス拠点」として小規模多機能型居宅介護※1（看護小規模多機能型居宅介護※2）の整備と、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護※3の整備を進めていくことなどが考えられますが、本市では第7期計画において「看護小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を1カ所ずつ新設することとしており、今回の施設整備が在宅生活継続にどの程度寄与するか効果を確認していきます。

※1 小規模多機能型居宅介護

同一の事業者が「通い（デイサービス）」を中心に「訪問（ホームヘルプ）」や「泊り（ショートステイ）」を一体的に提供するサービス

※2 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護を提供するサービス

※3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回訪問と通報を受けての随時対応を行うサービス

2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討

2.1 集計・分析の狙い

- 「介護者の就労状況」と「介護者の就労継続見込み」の2つの視点
- どのようなサービス利用や働き方の調整・職場の支援を受けている場合に就労を継続することができるのか、「就労継続見込み」と「介護者が行っている介護」や「介護サービス利用の有無」「介護のための働き方調整」のクロス集計
- 要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度※4の分析も加え、要介護者の自立度が重くなっても、在宅生活や就労を継続できる支援のあり方を検討

2.2 集計結果と着目すべきポイント

- 就労継続に対する意識について、要介護2以上は要支援1～要介護1と比較して、「問題はあるが、何とか続けている」の割合がやや高くなる傾向にありました。「問題なく、続けている」と回答した層は、要介護度や要介護者の日常生活自立度が軽く、支援ニーズそのものが低い可能性があり、「問題はあるが、何とか続けている」と回答した層こそが、介護サービスや職場の働き方調整を通じて支援すべき主な対象と考えられます。
- 「問題はあるが、何とか続けていける層」が、不安を感じる介護をみると、「排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」「食事の準備」等が挙げられます。

○就労継続を「問題はあるが、何とか続けている」と回答している人では、労働時間の調整をしている人の割合が高い傾向にありました。

2. 3 考察

○就業継続を「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と答えた人は、施設入所の検討について、「検討中」「申請済み」あわせて7割弱でしたが、一方で検討していない割合も約3割を占めています。就労継続見込みが厳しくなった場合も、対応策は施設入所に限らず、在宅継続の支援を求める層も少なくないと言えます。

○介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系や通所系サービスの組合せや小規模多機能型居宅介護等の包括的サービスを活用する事が、仕事と介護の両立を継続させるポイントになると考えられます。

※4 認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を国の判定基準に基づき7つの段階に分類するもの

3 介護保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

3. 1 集計・分析の狙い

○「保険外の支援・サービス」に焦点を当て、生活支援体制整備事業の推進のために活用

○現在の利用状況と今後必要になる支援を把握するため「現在利用している保険外の支援・サービス」と「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について、要介護度別や世帯類型別にクロス集計

3. 2 集計結果と着目すべきポイント

○「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」として、「特になし」が1番多いものの、「外出同行（通院・買い物等）」「移送サービス（介護・福祉タクシー）」の利用希望が比較的多い傾向にあります。

3. 3 考察

○外出に係る支援・サービスは「買い物」や「サロンへの参加」等、他の支援・サービスとの関係も深いことから、「外出に係る支援・サービス」は非常に大きな課題と言えます。

○酒田市では、公共交通機関、路線バス（乗合バス）、乗合タクシー（デマンド型タクシー）、介護タクシー、福祉有償運送や総合事業による高齢者移動支援等がありますが、高齢者が置かれている課題を継続して検討する必要があると考えられます。

4 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

4. 1 集計・分析の狙い

○在宅限界点の向上のため、将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制検討のため、世帯類型別の「サービス利用の特徴」「施設検討の状況」に焦点を当てた集計

- 世帯類型別の「家族等による介護の頻度」「サービス利用の組み合わせ」「施設検討の状況」を分析

4. 2 集計結果と着目すべきポイント

・単身世帯

- 介護度の重度化に伴い「訪問系を含む組み合わせ」の利用が増加する傾向がみられました。

・同居家族のいる世帯

- 同居家族のいる世帯では、介護者へのレスパイトケア（休憩、息抜き）の必要性が高いことから、「訪問系のみ」だけでなく「通所系」「短期系」を含む利用が多くなる傾向にあります。また、「単身世帯」と比較して、重度化しても、施設等を「検討していない」の割合が高い傾向がみられるとともに、一方ではサービスの未利用率がやや高い傾向がみられました。

4. 3 考察

・単身世帯の要介護者の在宅療養生活を支えるための、支援・サービスの検討

- 単身世帯では、訪問系を軸とした「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」により、中重度の単身世帯の方の在宅療養生活を支えていくことが1つの方法と考えられます。

- 本市では第7期計画において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が1カ所新設することとしており、今回の施設整備が在宅継続にどの程度寄与するか効果を確認していきます。

・夫婦のみ世帯・その他世帯の在宅療養生活を支えるための、支援・サービスの検討

- 同居家族のいる世帯では、介護者へのレスパイトケア（休憩、息抜き）の機能を持つ「通いを中心とした包括的サービス拠点」としての「小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）」により、夫婦のみ世帯・その他世帯の在宅療養生活を支えていくことが1つの方法と考えられます。

- 本市では第7期計画において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が1カ所新設することとしており、今回の施設整備が在宅継続にどの程度寄与するか効果を確認していきます。

5 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

5. 1 集計・分析の狙い

- 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの検討
- 世帯類型別・要介護度別の「主な介護者が行っている介護」「訪問診療の利用の有無」「訪問診療の利用の有無別のサービス利用の組み合わせ」を分析

5. 2 集計結果と着目すべきポイント

- 要介護度別の「訪問診療の利用の有無」から、重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられました。
- 「医療ニーズのある要介護者」の短期系サービスの利用割合が低い傾向がみられることから、医療ニーズのある利用者を受け入れる事ができる短期系の事業所が不足している可能性も考えられます。

5. 3 考察

○今後「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」の増加が見込まれることから、医療ニーズのある利用者に対応することができるサービスとして、「通いを中心とした包括的サービス拠点」の1つとして看護小規模多機能型居宅介護、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めていくことが考えられますが、本市では第7期計画において「看護小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を1カ所ずつ新設することとしており、今回の施設整備が在宅生活継続にどの程度寄与するか効果を確認していきます。

6 サービス未利用の理由等

6. 1 集計・分析の狙い

○地域において支援・サービスの提供体制の構築を含む各種の取り組みを検討する際に、参考になると考えられる集計結果を整理

6. 2 集計結果及び6. 3 考察

○介護度別のサービス未利用の理由では、要支援1から要介護2までの比較的軽度者については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が高く、要介護3以上については、「家族が介護をするため必要がない」が高くなっています。

○認知症自立度別のサービス未利用の理由も同じ傾向にあり、要支援1から要介護2までの比較的軽度者については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が高く、要介護3以上については、「家族が介護をするため必要がない」が高くなっています。

○認知症の重度化に伴い在宅生活に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」「見守り・声かけ」の割合が増加しています。

○介護を受ける本人の年齢別の介護者の年齢について、本人年齢は80歳代が最も多く、主な介護者の年齢は60歳代が35.6%と最も多く、ついで50歳代が29.4%でした。

○要介護度別の抱えている傷病は、重度化に伴って「認知症」の割合が高くなっています。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としながら、本人及びその家族が住み慣れた地域で安心して、住み続けたいと思えるまちを目指す必要があります。

酒田市総合計画の「暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合うまち酒田」の目指すべき方向性に基づき「誰もがいきいきと暮らしやすいまち」を基本理念とします。

基本理念

誰もがいきいきと暮らしやすいまち

2 計画の基本目標

第8期計画では、2025年（令和7年）や2040年（令和22年）を見据えながら、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できるように地域包括ケアシステムの推進を図り、適切な介護サービス提供の確保と保険者機能の強化を図るため、3つの基本目標を設定し、以下の重点事項に取り組んでいきます。

■基本目標1

健康で生きがいのある生活

～生活の質を向上させ、ゆたかな生活を送るために～

■基本目標2

地域包括ケアシステムの推進

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～

■基本目標3

介護保険事業の適正な運営

3 施策の体系

◆ 基本目標 1 健康で生きがいのある生活

重点事項 1 : さかた健康づくりビジョンの普及推進

- (1) がん予防の推進
- (2) 生活習慣改善対策の推進
- (3) こころの健康づくりの充実
- (4) 歯と口腔の健康づくりの充実
- (5) 子どもの頃からの健康教育の充実
- (6) 生涯を通じた健康づくりの充実

重点事項 2 : 生きがいづくり・社会参加の推進

- (1) 生涯スポーツ施策
- (2) 生涯学習・文化芸術施策
- (3) 老人クラブ事業
- (4) シルバー人材センター補助事業

◆ 基本目標 2 地域包括ケアシステムの推進

重点事項 3 : 多様な生活支援サービスの確保

- 1 地域で支え合う体制の整備
 - (1) 生活支援体制整備事業
 - (2) 重層的支援体制整備事業
- 2 高齢者への生活支援
 - (1) 緊急通報システム運営事業
 - (2) 災害時要援護者避難支援事業
 - (3) 老人施設入所援護事業
 - (4) やさしい生活支援事業
 - (5) 軽度生活援助事業
 - (6) やさしいまちづくり除雪援助事業
 - (7) ほっとふくし券事業
 - (8) 飛島高齢者介護サービス支援事業
- 3 家族介護者への支援
 - (1) 家族介護者支援事業
 - (2) 住宅改修支援事業
 - (3) 介護相談員派遣事業

重点事項 4 : 医療との連携強化

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業

重点事項 5：自立支援・介護予防の推進

- 1 介護予防事業の充実
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - (2) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (3) 一般介護予防事業
 - (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (5) 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業
- 2 地域包括支援センターの体制強化
 - (1) 総合相談事業
 - (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - (3) 地域包括支援センター運営協議会等開催事業
- 3 多職種連携による地域ケア会議の実施
 - (1) 地域ケア会議推進事業

重点事項 6：認知症施策の推進

- (1) 認知症総合支援事業

重点事項 7：高齢者の権利擁護の推進

- (1) 権利擁護事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業

◆ 基本目標 3 介護保険事業の適正な運営

重点事項 8：介護給付費等適正化事業

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプラン点検
- (3) 住宅改修等の点検
- (4) 総覧点検・医療情報との突合
- (5) 地域密着型サービス事業所に対する指導
- (6) 介護サービス情報の公表
- (7) 保険料の収納対策

重点事項 9：介護サービス基盤の整備

- (1) 施設整備等の考え方
- (2) 高齢者の住まいの確保

重点事項 10：災害・感染症に対する備え

- (1) 災害に対する備え
- (2) 感染症に対する備え

重点事項 11：介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

第4章 施策・事業の推進

重点事項1：さかた健康づくりビジョンの普及推進

〈第7期計画における現状と課題〉

平成29年度から令和4年度までの6年間の健康づくりにおける重点課題と施策を整理した健康さかた21（第3期）計画にのっとり、食生活、運動や健康づくりなど分野ごとに事業を進めています。

各地区コミュニティ振興会、社会福祉協議会と事業の連携を図り、各種の健康教室等を各地区で開催し、効果的に計画を推進しました。

がん予防や生活習慣改善対策を推進し、がんの早期発見・早期治療につながる健診受診率の向上、メタボリックシンドローム等から引き起こされる糖尿病・心疾患・脳血管疾患等生活習慣病の予防のため、各種啓発について内容を工夫して実施しています。

また、こころの健康づくりを推進する体制を強化し、うつ病予防及び自殺防止に関する普及啓発、こころの健康相談によるうつ病等の早期発見に努めています。

高齢者の健康づくりを進めるため、健康寿命を延伸する取り組みを継続していく必要があります。

◆さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】の普及推進

「さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】」は、平成24年3月に策定した「新健康さかた21計画」に掲げた目標数値の達成状況を評価・分析し、平成29年度から令和4年度までの6年間の健康づくりにおける重点課題と施策を整理したものです。

さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】の重点課題は次の6つです。

- (1) がん予防の推進
- (2) 生活習慣改善対策の推進
- (3) こころの健康づくりの充実
- (4) 歯と口腔の健康づくりの充実
- (5) 子どもの頃からの健康教育の充実
- (6) 生涯を通じた健康づくりの充実

この6つの重点課題を克服するために、以下の施策を展開していきます。

(1) がん予防の推進

【事業概要】

がんの予防と早期発見、早期治療による死亡率の低下を図るため、がん検診の受診率の向上が重要です。

がん検診の受診率を向上させるため、がん検診の個別通知、土曜日・日曜日がん検診、早朝がん検診の開催、特定年齢の方へのがん検診無料券の発行等を行います。

■がん検診無料券発行対象者

検診名	性別	対象年齢
ピロリ菌検査	男女	41歳
子宮がん	女	21歳、26歳、31歳
乳がん	女	41歳

【目標値】

がん検診受診率の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値
胃がん	30.2%	28.5%	26.6%	50%以上
大腸がん	48.4%	48.6%	48.5%	50%以上
子宮がん	39.8%	40.7%	40.4%	50%以上
乳がん	22.7%	23.7%	21.3%	50%以上
肺がん	57.0%	57.5%	58.2%	65%以上
精密検査受診率	75.0%～92.9%			100%

(2) 生活習慣改善対策の推進

①循環器疾患（脳血管疾患及び心疾患等）、糖尿病の予防

【事業概要】

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防に着目した特定健診・特定保健指導（医療保険者による、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とする基本健診及びメタボ該当者・予備群を対象としての保健師・管理栄養士による計画的指導）を実施します。

【実績】

- ・循環器疾患（脳血管疾患及び心疾患等）に関する知識の普及啓発を行いました。
- ・要指導判定者を対象に糖尿病高血圧予防教室を行いました。
- ・糖尿病やメタボリックシンドロームの早期発見・早期治療のため、健診受診率の向上を図りました。

【目標値】

<特定健診受診率の向上>

項目	現状値	目標値
特定健診受診率	50% (令和2年度)(見込)	65%以上 (令和4年度)

※目標値：さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】

②食生活の改善

【事業概要】

高齢者がいきいきと自立した生活を送るために、低栄養予防や栄養バランスの保持、

減塩、肥満等の生活習慣病予防や介護予防に関する情報を提供し、高齢者の健康づくりを進めます。また、地域で食生活を中心とした健康づくり活動を実践する食生活改善推進員を養成するとともに、高齢者を対象としたフレイル予防の出前講座を開催します。

【目標値】

＜適正体重を維持している者の増加＞

項 目	現状値	目標値
①40歳代男性の肥満の割合 (肥満者：BMI 25以上)	32.4% (平成27年)	28% (令和4年度)
②20歳代女性のやせの者の割合 (やせの者：BMI 18.5未満)	23.1% (平成27年)	20% (令和4年度)

※資料：H27健康づくりアンケート

※目標値：さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】

(3) こころの健康づくりの充実

【事業概要】

自殺の背景には様々な社会的・心理的要因があるため、平日だけでなく、土曜日にも個別相談できる体制を整えるとともに、うつ病に関する知識の普及啓発を図るため、こころの健康づくり事業を推進します。

【実績】

- ・自殺やうつ病予防に関する正しい知識の普及と啓発を図ることを目的に、市民健康講演会及び健康講座を開催しました。
- ・こころの健康相談事業として、精神科医師や精神保健福祉士による相談を実施しました。
- ・平成24年度から学区・地区社会福祉協議会合同研修会等においてゲートキーパー研修会を実施しました。

【目標値】

項 目	現状値	目標値
①ストレスを感じた人の割合 大いにあった	14.4% (平成27年)	13%以下 (令和4年度)
②睡眠が十分にとれていないと思う人の割合 (男女平均)	15.4% (平成27年)	15%以下 (令和4年度)
③自殺死亡率（人口10万対）	※21.6% (平成26年) (実人数23人)	20%以下 (令和4年度)

※H26厚生労働省人口動態統計

(4) 歯と口腔の健康づくりの充実

【事業概要】

生涯にわたり自分の歯を20本以上保ち、健やかで楽しい生活を過ごそうという8020運動(80歳で20本以上の歯を保つ運動)を推進します。平成28年4月に「酒田市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行し、酒田地区歯科医師会と連携し口腔ケア向上のための普及啓発や検診事業を実施しています。

【目標値】

項 目	現状値	目標値
①かかりつけ歯科医を持ち定期的に健診を受ける人の割合の増加 ・20歳以上での歯石の除去、歯面清掃の割合	41.9%	50%以上
②80歳で20本以上の歯を残すため、 60歳、40歳の残存歯を多く持つ人の割合の増加		
・60歳で24本	男性 54.8% 女性 67.8%	58% 70%
・40歳で28本	男性 94.1% 女性 95.7%	98% 98%

(5) 子どもの頃からの健康教育の充実

※高齢者の健康に関する事業を対象としたためこの項目については省略します。

(6) 生涯を通じた健康づくりの充実

【事業概要】

転倒等による寝たきり者の増加を防止するため、個人の体力に合った筋力トレーニングを実施します。筋力の増大・骨量の増加等を図ることにより、運動不足による血中脂質異常の改善並びに生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

また、ウォーキング等の負担なくできる運動を推進します。

【目標値】

項 目	現 状 値			目標値
定期的な運動習慣者※1の割合の増加	40～64歳	男性	33.1%	45%以上
		女性	27.3%	40%以上
運動習慣のある高齢者割合	65歳以上	男性	56.6%	58%以上
		女性	45.8%	48%以上
栄養のバランスを考えて食事をとっている高齢者の割合	65歳以上	男女	81.3%	85%以上
社会参加の推進を図る高齢者の割合	—	男女	—	45%以上

※1 運動習慣者

日常生活の中で1日30分以上、週2回以上且つ1年以上継続して運動を行っている者

※資料：現状値…H27健康づくりアンケート

※目標値：さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】

重点事項 2 : 生きがづくり・社会参加の推進

<第7期計画における現状と課題>

高齢者の健康を維持・増進するために、地区体育振興会やスポーツ推進委員会と連携しながら、気軽に楽しめるニュースポーツの普及・促進を図っています。普段から運動に親しんでいる方については、無理なく継続して行えるよう環境の整備を図っていく一方、運動・スポーツに関心がない方への積極的な働き掛けによって、延び続ける平均寿命と健康寿命との差を縮めていく必要があります。

また、高齢者の活力や意欲を高める体験活動事業や趣味を通して日常生活における充実感が実感できるよう、各種教養講座や趣味講座等を開催しています。

さらに、高齢者の生きがづくりを促進するため、高齢者の自主組織である老人クラブや酒田市シルバー人材センターに助成を行っています。

人生100年時代を迎えて高齢者の生きがいや社会参加は、益々、重要になっています。

(1) 生涯スポーツ施策

【事業概要】

高齢者の健康を維持・増進するために、気軽に取り組めるカローリングやフロアカーリング等のニュースポーツの普及に努めるとともに、高齢者が無理なく楽しく日常的に取り組むことのできる、スポーツ機会の創出に努めます。

【実績】

①気軽に楽しめるニュースポーツの普及・促進

地区体育振興会やスポーツ推進委員会と連携しながら、ニュースポーツに関して講習会の実施や大会（スポーツ推進委員会主催）を企画し、高齢者の「する」スポーツ、特にカローリングやフロアカーリングの普及に取り組みました。また、カローリングやフロアカーリング等の競技用品を整備する地区が増えてきており、気軽にスポーツを楽しめる環境が整いつつあります。

②体育施設の改修等

体育施設を安全・安心・快適に利用できるよう、耐震改修工事、トイレの洋式化を行いました。

また、今後、計画的な施設整備を進めていくために、令和2年度に「酒田市施設整備方針」を策定しました。

③地域の生涯スポーツの推進役となる総合型地域スポーツクラブの育成・支援

令和2年度現在、9組織が活動していますが、いずれの組織も会員の確保や運営体制等の課題を抱えています。

そのような状況下で、総合型地域スポーツクラブ間の連携・協力体制を整備すると同時に、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図るため、令和元年度に「酒田市総合型地域スポーツクラブ情報交換会」を設立しました。

(2) 生涯学習・文化芸術施策

【事業概要】

「人生100年時代」をポジティブに生きがいを見出してもらうため、新たな「生涯学習推進計画」を令和2年3月に策定し、生涯学習事業を従来のライフステージ別から、「人生はマルチステージ」と捉えて展開していきます。

また、コミュニティ振興会と協働した地域づくりを推進し、人材の育成と組織の活性化を図り、また、地域行事、地域活動等に参加する契機となるような場づくりを進め、それぞれの居場所と出番を創り、各人の自信や生きがいにつながるような事業展開を図っていきます。

平成30年3月に策定した「文化芸術推進計画」においては、「社会包摂※1と育成」を方針とし、すべての市民が文化芸術に触れる機会を創出していくよう事業を進めています。

※1 社会包摂

市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から擁護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと

【実績】

①高齢者の、より高度な知識への欲求を満たす教養講座

学びの場を提供する事業として、生涯学習推進講座を開設し知識の習得の場を提供しました。また、生涯学習施設「里仁館」においても歴史、文化、自然等に関する各種の教養講座の開設など、学習機会の充実を図りました。

②生活を潤いのある豊かなものにする趣味講座

高齢者一人ひとりが、趣味を通して日常生活における充実感が実感できるよう、各種趣味講座や食文化にふれる講座等を開設することで、生きがいとしての趣味の動機付けと仲間づくりに努めました。

③新たな体験により高齢者の活力や意欲を高める体験活動事業

文化スポーツ施設や老人ホーム等を活用し、文化芸術、歴史にふれる機会、レクリエーション活動等に参加する機会を提供し、新たな体験をすることを通して、活力と意欲の向上を図りました。

④高齢者が先生になり、知識や技術を次世代に引継ぐ文化伝承事業

学校や地域を舞台に地域人材交流講座・黒森少年歌舞伎等の事業を通して、それまで培われてきた知識や技能・伝統文化を、高齢者を地域の先生として子どもたちに伝承する機会を創出することで、高齢者の生きがいづくりに努めました。

⑤高齢者と成人や子ども等の交流を促す世代間交流事業

各地区コミュニティ振興会において、地域の教育力向上事業等の地域の子もたちとの「ふれあい」を通じた事業を行い、世代間の交流を図りました。

(3) 老人クラブ事業

【事業概要】

高齢者の自主組織である老人クラブに対して助成し、高齢者の健康保持、教養を高めるための学習活動、社会奉仕活動の生きがづくり等を促進します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	95団体	95団体	95団体	95団体
会員数	3,764人	3,764人	3,764人	3,764人
加入率	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%

※加入率：60歳以上人口に対する会員数の割合

(4) シルバー人材センター補助事業

【事業概要】

高齢者の生きがづくり対策として、臨時的、短期的な就労を通じ、自己能力の活用により社会参加を促進し、生きがいを高めることを目的として酒田市シルバー人材センターに助成します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	790人	800人	810人	820人
就労実人数	620人	640人	660人	680人
就労延人数	74,000人	75,000人	76,000人	77,000人

重点事項 3 : 多様な生活支援サービスの確保

1 地域で支え合う体制の整備

<第7期計画における現状と課題>

介護予防・日常生活支援総合事業において、住民主体による生活支援・地域支え合いを行う訪問型サービスBが2か所、軽体操や茶話会で参加者同士が交流を行う通所型サービスBが14か所のコミュニティ振興会で実施しています。合わせて、自治会等が自主的に実施する介護予防事業「しゃんしゃん元気づくり事業」や「いきいき百歳体操」の実施団体数も増え、地域の通いの場の活動が活発に行われています。

訪問型・通所型サービスBは、2025年（令和7年）までに市内全域での実施を目指していますが、担い手不足等の課題があることで取り組めないコミュニティ振興会もあります。

コミュニティ振興会が策定する「地域計画」や社会福祉協議会で進める「地域支え合い活動推進事業」との連携を図りながら、地域で支え合う体制に必要な担い手を創出し、今まで以上に高齢者の社会参加の促進を図る必要があります。

また、地域住民のニーズは複雑化・複合化しているため、包括的な支援体制を一体的かつ重層的に整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

(1) 生活支援体制整備事業

【事業概要】

①生活支援コーディネーターの配置

関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するため、介護保険課（1層）と各地域包括支援センター（2層）に生活支援コーディネーターを配置します。通所型サービスB等の総合事業の支援や、「地域計画」を策定（地域づくり）する場への参加協力を行います。

これらの活動を組織的に補完・検討するための生活支援体制整備協議会を設置し、「配食・買い物」「移動」「居場所・通いの場」「軽度生活支援」の4項目を大きな課題として協議を行います。

【計画値】

	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新たに構築された社会資源	30か所	50か所	50か所	50か所

※新たに構築された社会資源とは住民主体の健康教室、サロン等の立ち上げ、相談実績等

※令和2年度見込は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

②就労的活動支援コーディネート機能の強化

要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくることを目的として、高齢者の社会参加等を促進します。具体的には、生活支援コーディネーター（1層・2層）を通じて、企業・事業所・団体等から幅広く高齢者の活動の場を募り、介護予防ボランティアポイント事業とも連携をしながら、活動をしたいという65歳以上の高齢者へ情報提供を行います。

【計画値】

	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労的活動支援コーディネート相談受付件数	—	25件	50件	50件

※就労的活動支援コーディネートは令和3年度より開始

③担い手の養成

高齢者の居場所や通いの場に必要不可欠な担い手について、生活支援コーディネーターを中心に、講座や研修会の開催を通じ養成、確保できる体制づくりや、支援体制を整えます。

【計画値】

	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
担い手養成講座終了者数	0人	10人	10人	10人

※令和2年度見込は新型コロナウイルス感染症の影響により講座を中止

（2）重層的支援体制整備事業

【事業概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的に福祉サービスを提供するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施体制について、健康福祉部内に検討会を設置し、検討を行います。

2 高齢者への生活支援

<第7期計画における現状と課題>

在宅で生活する高齢者等を対象に、軽易な日常生活上の援助を行う「軽度生活援助事業」や住宅福祉機器の設置に助成する「やさしい生活支援事業」、除雪協力者を配置し、冬期間の生活の安全を確保する「やさしいまちづくり除雪援助事業」等を実施しています。年々、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加している中で、高齢者が在宅等において安心して生活を送ることができるように、引き続き、高齢者の生活支援が必要です。また、近年、全国的に大雨等による災害の発生が増えているため、災害時に支えが必要となる高齢者等の支援体制を強化していく必要があります。

飛島地区では、とびしま総合センターを利用した通所介護・短期入所サービスを、島内の介護事業所に委託して実施しています。島民の高齢化や総合事業の開始に伴い、利用者が増加しています。

今後も、飛島地区の高齢者の介護及び福祉サービスの地域格差を解消するために、事業を継続していく必要があります。

(1) 緊急通報システム運営事業

【事業概要】

一人暮らし高齢者等の安全な在宅生活の継続を目的とし、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。（平成30年度で新規受付は終了）

(2) 災害時要援護者避難支援事業

【事業概要】

災害発生時における避難誘導、安否確認等の支援活動に活用するため、災害時の避難の際に援護が必要と思われる方の名簿等を整備します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援登録者数	1, 150人	1, 160人	1, 170人	1, 180人
避難支援者数	1, 350人	1, 450人	1, 460人	1, 470人

(3) 老人施設入所援護事業

【事業概要】

老人福祉法に基づき、おおむね65歳以上の方で生活環境や経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームかたばみの家に入所させ、または本市以外にある養護老人ホームに入所を委託します。

(4) やさしい生活支援事業

【事業概要】

高齢者の在宅生活における転倒防止・外出支援を行うことで介護状態になるのを防ぎ、より長く安全な在宅生活を送ることを目的に、高齢者等が新たに福祉機器を設置または購入した場合の費用の一部を助成します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
i) 手すり	44件	38件	38件	38件
ii) 入浴補助用具	5件	5件	5件	5件
iii) シルバーカー	99件	102件	102件	102件
iv) つえ	16件	16件	16件	16件
v) 電動自転車	37件	40件	40件	40件
vi) ステップ	3件	3件	3件	3件

※令和2年度より、vi) は玄関ステップからステップへ変更

(5) 軽度生活援助事業

【事業概要】

在宅で生活する一人暮らし高齢者等を対象に、自立した生活を継続することを目的に、軽易な日常生活上の援助（住居内の掃除、買い物、ゴミ出し、灯油つめ、除雪等）を行います。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣世帯	196世帯	200世帯	200世帯	200世帯

(6) やさしいまちづくり除雪援助事業

【事業概要】

冬期間の生活の安全を確保するとともに、地域の支え合いの意識を醸成することを目的に、生活通路の除雪が困難な高齢者や障がい者の世帯に除雪協力者を配置します。

また、高齢者世帯等の積雪による被害を未然に防ぐため、居宅の雪下ろしを事業所に依頼する際に、費用の一部を助成します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	800人	800人	800人	800人
協力者数	800人	800人	800人	800人

(7) ほっとふくし券事業（介護用品除く）

【事業概要】

在宅の介護を必要とする方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、介護にかかる費用の一部を助成します。要介護度の認定を受け介護保険料所得段階の要件に該当した方を対象に、リハビリパンツの購入費用や有償ヘルパーサービス等の利用者負担に利用できる各種ほっとふくし券を交付します。

【計画値（交付人数）】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般用	1,350人	1,370人	1,390人	1,410人
ストレッチャー車専用	30人	32人	34人	36人
訪問理容・美容サービス専用	130人	135人	140人	145人
寝具洗濯乾燥消毒サービス専用	25人	28人	31人	34人
鍼・灸・マッサージ等利用	1,035人	1,045人	1,055人	1,065人

(8) 飛島高齢者介護サービス支援事業

【事業概要】

①短期入所等運営事業

飛島に在住する事業対象者、及び要介護認定者に対し、市内と同等の介護サービスを提供するため、とびしま総合センターを利用した短期入所及び通所介護サービスを実施します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	17人	17人	17人	17人
延利用回数	700回	700回	700回	700回

②飛島介護保険サービス利用者特別対策事業

飛島に在住する事業対象者、及び要介護認定者が介護保険サービスを利用する場合に、介護支援専門員や、介護サービス提供事業者の渡航費用を助成します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実渡航者数	5人	5人	5人	5人
延渡航回数	28回	40回	40回	40回

3 家族介護者への支援

<第7期計画における現状と課題>

介護者は健康状態の悪化、孤立や精神的な負担など、様々なリスクに直面する可能性が高くなります。在宅での介護を望まれる方も少なくないため、家族介護者を支援する事業を実施しています。

在宅介護では介護保険サービスを利用しながらも、少子化、核家族化の影響に伴う家族介護力の低下や、認知症高齢者の介護等、家族の介護負担は増大しています。介護者家族や当事者の視点に立ち、地域の人や専門職と相互に情報を共有していくことで介護者の精神的負担の軽減や、当事者の社会活動に繋がるような取り組みを行う必要があります。

(1) 家族介護支援事業

【事業概要】

①家族介護者交流会

要介護者や認知症高齢者を在宅介護している方の継続的な介護を支援します。地域包括支援センター等が介護についての情報交換や悩みを共有する場を設けて、介護者の精神的負担を軽減することを目的に交流会を開催します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	27回	30回	30回	30回
参加人数	134人	150人	150人	150人

②訪問型介護者支援事業

要介護者を在宅介護している家族を対象に医療専門職（看護師、歯科衛生士等）が自宅に訪問し、介護者の健康相談・介護相談を行うとともに、地域社会から孤立しないように支援することを目的に実施します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実訪問人数	134人	144人	156人	168人
延訪問回数	165回	180回	192回	204回

③家族介護慰労事業

要介護認定において、要介護4または要介護5と判定された住民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給します。

(2) 住宅改修支援事業

【事業概要】

担当の介護支援専門員がいない要介護（支援）認定者（住宅改修以外のサービスを利用する予定がない方）が介護保険制度による住宅改修を行う場合、市で委託した介護支援専門員が申請事務の支援を行います。

(3) 介護相談員派遣事業

【事業概要】

介護保険施設に相談員を派遣し、利用者の疑問、不満、不安の解消を図るとともに、事業所とミーティングを行い、サービスの質的向上を図ります。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣回数	132回	576回	576回	576回
派遣事業所数	13か所	48か所	48か所	48か所

※令和2年度見込は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

重点事項 4：医療との連携強化

〈第7期計画における現状と課題〉

在宅医療・介護連携支援室ポンテが中心となり、多職種間の相互の理解や知識・情報の共有を図るため、研修・ワークショップ・アンケート等を実施し、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりに取り組んでいます。医療機関と介護サービス事業所間のICT活用のための導入支援や活用状況の把握等について、酒田地区医師会十全堂、医療情報ネットワーク協議会と連携しながら取り組んでいます。

高齢化の進展や療養病床が減少する中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を強化していく必要があります。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

【事業概要】

在宅医療・介護連携支援室ポンテを中心に、多様な生活課題を抱えた高齢者を支援する多職種が参加するサポート研修会を積極的に行います。入退院支援や看取り、認知症、感染症等への対応について、会議や研修会等を通して、医療・介護が連携して取り組む体制づくりを進めます。また、医療圏域が同じ隣接自治体と相互連携を図っていきます。

- ① 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
- ② 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- ④ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携会議 (ポンテ運営会議)	6回	6回	6回	6回
研修会・ワークショップ・ 講演会開催回数	10回	10回	10回	10回
研修会・ワークショップ・ 講演会参加人数	350人	350人	350人	350人

※医療・介護連携書式の一部改訂及び、北庄内連携書式のHPでの公開

※高齢者対象サービス事業所の受け入れに関する調査実施、公開及び更新

※ショートステイ空き情報及び精神科病床空き情報の公開及び更新

※在宅医療・介護に関する情報(研修含む)をホームページ上で公開

◆医療と介護の連携「看取り」について

看取り時の目指すべき姿は、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が望む場所での看取りを行えるように、医療・介護関係者が、対象者本人と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援することにあります。

そのためには、人生の最期、終末期に備えて、本人が家族等の近い人や、医療・介護の関係者たちと、今後の治療・療養について、あらかじめ繰り返し話し合う機会を持つACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発が重要になります。

令和元年に在宅医療・介護連携支援室ポンテで実施したアンケートによると、施設全体の6割が看取りを実施していました。しかし、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ではまだ十分に看取りが実施されていない状況です。その理由としては常勤看護師や、夜間介護職員の不足等があげられています。

今後は、在宅医療・介護連携支援室ポンテと連携し、在宅医療研修会等を通して実際の事例から看取りについての学びを深めたり、一般市民に向けた普及啓発（エンディングノート等の活用）や、講演会等を実施したり、広く市民に看取りについて考えていただく機会を作ります。

重点事項5：自立支援・介護予防の推進

1 介護予防事業の充実

<第7期計画における現状と課題>

地域における住民主体の通いの場の立ち上げ支援や、一般介護予防事業に取り組んでいます。体操を主とした通いの場（いきいき百歳体操）については、理学療法士を派遣するなど、効果的な介護予防に向けた取り組みを実施しています。

栄養口腔講座事業は、医療専門職が、低栄養、誤嚥性肺炎、認知症、オーラルフレイルの予防を目的とした講座を実施しています。平成30年度より開始した口腔機能向上普及啓発事業は、歯科衛生士が専門的な指導や助言をし、一般高齢者や介護者家族に口腔ケアについて普及啓発活動を行っています。

介護予防事業が定着してきたことを踏まえつつ、引き続き介護予防・健康づくりの取組強化を図るため、事業内容を検討しながら継続していく必要があります。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、健康寿命が延伸するよう保健事業や介護予防、重度化防止の取り組みを進める必要があります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業は、平成27年度の制度改正で従来の介護予防給付のうち訪問介護と通所介護が介護予防・生活支援サービス事業に移行され、本市では平成29年度より実施しています。現在は、訪問型の従前相当・A型・B型、通所型の従前相当・A型・B型のサービスを提供しており、サービスの類型は下表のとおりです。

地域の支え合いの体制づくりを推進し、軽度な生活支援が必要な方に対して効果的な支援等を可能とするため、令和7年度までに通所型サービスBの体制を市内全域36か所に構築していきます。

本事業の利用者数等の見込みは、第5章の4「地域支援事業の推進」P71に記載します。

【訪問型サービス】

サービス類型	主な内容／対象者	サービス提供者	方式	人員基準	面積基準など	介護報酬／補助額	本人負担額
従前相当	身体介護を伴うものや専門性の高いもの(入浴介助・献立指導等)／要支援・CL該当	介護事業所	指定	国基準どおり		国基準どおり	1割(高額所得者は2割)
A型	主として家事援助(掃除・調理・買い物等)／要支援・CL該当	介護事業所	指定	国基準より緩める		ほぼ国基準	2割(高額所得者は2倍)
B型	生活支援・支え合い(A型と同等の内容または軽微な支援)／要支援・CL該当(軽度該当者含)	地域住民団体等	補助	最低基準のみ		市からの定額補助	サービス提供者が決定
D型	通所型サービスBの会場への移動支援／要支援・CL該当(軽度該当者含)	地域住民団体等	補助	最低基準のみ		市からの定額補助	サービス提供者が決定

【通所型サービス】

サービス 類型	主な内容／対象者	サービス提供者	方式	人員基準	面積基準など	介護報酬／補助額	本人負担額
従前相当	専門的な機能回復訓練(時限あり)／要支援・CL該当(改善が見込まれる者)	介護事業所	指定	国基準どおり	国基準どおり	国基準どおり	1割(高額所得者は2割)
A型	現状維持のための運動、アクティビティ(原則半日)／要支援・CL該当(主として交流目的の者)	介護事業所	指定	国基準より緩める	国基準と同等	ほぼ国基準だが、加算の種類は整理	定額を予定
B型	閉じこもり予防、軽体操／要支援・CL該当(主として交流目的で、入浴や食事の支援が不要な者)	地域住民団体等	補助	最低基準のみ	最低基準のみ	市からの定額補助	サービス提供者が決定

※CL（基本チェックリスト）

65歳以上の方で介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当するかどうかをチェックする質問項目

※どの類型に分類されるかはケアマネジメントの結果によるため、従前相当、A型、B型の併給はできない。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業の利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的に、心身の状況等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な事業が効率的に提供されるよう、専門的視点から地域包括支援センターが援助を行います。

(3) 一般介護予防事業

【事業概要】

①介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的に、民生委員等地域住民や地域包括支援センター、関係部署、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

②介護予防普及啓発事業

i) すこやかマスターズ事業

事業対象者及び要介護認定者を除いた高齢者で、身体能力の低下が見られる方を対象として、フレイル予防を目的に、通所介護事業所等がアクティビティ※1や認知症予防等の共通サービスを提供します。送迎等で移動手段が必要な虚弱高齢者も利用できる通いの場を提供します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延実施回数	4,400回	5,400回	5,400回	5,400回

※令和2年度見込は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少

※1 アクティビティ

軽体操や遊びなど、心身の活性化のための手助けとなる活動のこと。主にデイサービスセンターや介護老人福祉施設等のプログラムとして提供される。

ii) 栄養口腔講座

口腔機能維持・向上や、栄養管理に関心のある高齢者を対象に、生活の質の維持向上を図ることを目的に、管理栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士等の医療専門職から適切な指導や助言を行います。低栄養、誤嚥性肺炎、認知症、オーラルフレイルや要介護状態になることを予防するための講座を開催します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	22回	22回	22回
延参加人数	160人	350人	350人	350人

※令和2年度見込は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

iii) 口腔機能向上普及啓発事業

通いの場や出前講座等で、歯科衛生士が専門的な指導や助言をし、一般高齢者や介護者家族に口腔ケアについて普及啓発活動を行います。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	30回	50回	50回	50回
延参加人数	300人	1,000人	1,000人	1,000人

※令和2年度見込は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

③地域介護予防活動支援事業

i) しゃんしゃん元気づくり事業

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、各学区地区社会福祉協議会、または自治会で自主的に実施する介護予防事業に対し助成を行います。助成が終了した後も集まりを継続できるよう、講師派遣事業やいきいき百歳体操等の介護予防のツールを紹介するなど継続的な支援を行っていきます。

ii) いきいき百歳体操（住民主体の通いの場継続支援及び立上げ支援）

いきいき百歳体操を利用した介護予防のための住民主体の通いの場の立上げ支援及び継続支援を行います。立上げ支援では介護予防の普及啓発といきいき百歳体操の説明、体験会と体力測定の実施、体操DVDの無料貸出しを行います。継続支援では、開始3か月後の体力測定や、医療専門職からの体操指導等を実施していきます。体力測定の結果やアンケートを実施することで、参加者のニーズや課題に合った医療専門職を派遣し、より効果的な介護予防に取り組めるよう支援していきます。

また、自宅でできる軽体操等のフレイル予防を紹介するなど、コロナ禍でも介護予防に取り組める環境づくりを推進します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療専門職派遣件数	20件	25件	30件	35件

iii) 元気シニアボランティア事業

高齢者のボランティア活動を通じた介護予防を推進するため、介護保険対象施設や地域支援事業でのボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、地域特産品等への変換を行う事業を実施します。令和3年度からボランティア活動対象区域を市内全域に拡大します。

また、高齢者の社会参加等を促進するため、就労的コーディネート機能との連携を図り、高齢者の社会参加の仕組みづくりを進めます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数	17人	50人	100人	100人

◆通いの場に参加する高齢者数の計画値

目標：高齢者の8%の通いの場（週1回）への参加

事業等名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所型サービスB		782人	906人	1,030人	1,278人
すこやかマスターズ		300人	300人	300人	300人
いきいき百歳体操		1,150人	1,200人	1,250人	1,300人
合計	参加者数	2,232人	2,406人	2,580人	2,878人
	割合	6.2%	6.7%	7.2%	8.1%
【参考】※月1回以上 しゃんしゃん元気づくり		1,800人	1,800人	1,800人	1,800人

※参加者数は年間の実人数

※割合は65歳以上の高齢者の参加者の割合

※「しゃんしゃん元気づくり」は、助成期間（最大5年）終了後も継続的な支援を行い、サロン等への移行を考慮した参加実人数

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【事業概要】

高齢者の生活習慣病等の重症化予防と生活機能低下を防止する取り組みについて、保

健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の自立した生活、健康寿命の延伸、及び生活の質（QOL）の維持向上を図ることを目的に実施するものです。

事業開始に向けた協議を、関係課（健康課・国保年金課・介護保険課）と進めていきます。

（５）高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業

【事業概要】

高齢者が家庭・地域・企業等様々な社会において、その豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会参加活動を継続してできるよう、酒田市老人クラブ連合会に委託し事業を実施しています。

（主な事業内容）

- ・レクリエーション大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・公式ワナゲ大会
- ・室内ペタンク大会 ・カローリング大会 ・パークゴルフ大会
- ・各種教室 ・女性部活動 ・会報の発行
- ・社会奉仕活動 ・世代間交流事業

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延参加人数	4,500人	4,510人	4,520人	4,530人

2 地域包括支援センターの体制強化

〈第7期計画における現状と課題〉

地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議等を通して地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。また、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置することで、機能強化を図りながら、地域ネットワークの構築を推進しています。引き続き、国の指針に基づきながら、地域包括支援センターの運営に関する評価や機能強化を進める必要があります。

高齢化の進展に伴って、ますます地域包括支援センターに求められるニーズや業務は増加しており、地域包括支援センターの体制を強化する必要があります。

（１）総合相談事業

【事業概要】

地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、日常生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置しています。その運営については日常生活圏域ごとに法人に委託し、市が定める実施方針を基に、市と地域包括支援センターが連携して事業を実施します。

4つの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域におけるネットワークの構築、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行い、地域ケア会議の充実を図ります。地域

包括支援センターが提供するサービスの平準化が図られるよう事業評価を行います。

また、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置し、体制整備の充実に取り組めます。

さらに、認知症支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、地域における認知症高齢者を支える仕組み作りに取り組むなど、機能強化を図ります。

①総合相談

本人・家族や近隣住民や地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受け、専門的または緊急対応が必要かどうかを判断し、適切なサービスや制度を紹介しています。

②地域包括支援ネットワーク構築

日々の活動や地域ケア会議等を通じて、地域包括支援センター、行政機関、民生委員や自治会長等で情報交換を行い、支援の必要な高齢者の見守りを実施しています。

i) 個別地域ケア会議

随時に開催し、個別課題の解決と地域課題の抽出

ii) 小地域ケア会議

地域ネットワークの構築や、地域づくり、地域資源の開発

iii) 地域包括ネットワーク会議

小地域ケア会議の機能をより広域に展開

iv) 見守りネットワーク関係者の資質向上に向けた研修

③実態把握

地域包括支援センターで、高齢者への個別訪問や家族・近隣からの情報収集を行い、介護予防の早期対応や適切な支援へとつないでいます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議 開催回数	50回	100回	100回	100回

※開催回数は、個別ケア会議、小地域ケア会議、地域包括ネットワーク会議の合計

※令和2年度見込は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少

◆地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターには、介護や医療等の各種サービス提供機関や各種団体、そして地域住民を主体とした取り組みやボランティア活動など、日常生活圏域ごとの地域資源のさらなる活用と連携が求められています。

また、国等の動きでは、地域住民の包括的な相談支援(重層的支援)や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への関わりなどの新たな役割も期待されています。

今後、増加するニーズや業務に適切に対応するために、高齢者数や業務量に応じた職員配置等も含めたあり方を検討し、体制強化を図ります。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【事業概要】

多様な生活課題を抱えた高齢者を包括的・継続的に支援できるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

①個々の介護支援専門員へのサポート

介護支援専門員からの個別相談を、主に地域包括支援センターの主任介護支援専門員が対応します。日常の相談・同行訪問等を通して、介護支援専門員自身の問題解決能力を高める視点で支援を実施します。

また、資質向上を図るための研修や事例検討会を圏域内や酒田市ケアマネジャー連絡協議会・酒田市サービス事業者連絡協議会の活動と連携して実施します。

②地域における介護支援専門員のネットワークの充実

酒田市ケアマネジャー連絡協議会において情報交換の機会を設ける等、介護支援専門員同士のネットワークの充実を図ります。

また、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の連携も推進していきます。

③包括的・継続的なケア体制の構築

在宅医療・介護連携支援室ポンテが中心となり、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会の実施や、介護支援専門員と医療機関との情報交換会等を開催し、包括的・継続的な支援を図る体制作りを行います。

(3) 地域包括支援センター運営協議会等開催事業

【事業概要】

地域包括支援センターの設置及び円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置や日常生活圏域の設定、中立・公正な運営に関する事項の協議・承認等を行う機関として協議会を開催します。また、協議会は酒田市の地域包括ケアシステムの政策形成機能を持つ地域ケア会議として位置付けられています。

■協議会の構成

市民代表、地域関係者、医師会、特養連絡協議会、地域包括支援センター

3 多職種連携による地域ケア会議の実施

<第7期計画における現状と課題>

介護支援専門員等が多職種（薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）から個別事例に対しての助言をもらうことで、個々の課題の解決を図るとともに、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に、自立支援地域型地域ケア会議を開催しています。

介護給付費適正化や地域課題の抽出に重点をおいて事例検討を行い、個々のケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確にし、地域課題の解決に必要な資源づくりにつながるよう取り組む必要があります。

(1) 地域ケア会議推進事業

【事業概要】

介護支援専門員等が作成した要支援のケアプランについて、多職種（薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士）によるアドバイスを受けることにより、自立支援型のケアマネジメントと、併せて自立した生活を支えるための地域課題の把握を行います。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討事例数	30人	36人	36人	36人

重点事項 6 : 認知症施策の推進

〈第 7 期計画における現状と課題〉

認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームをはじめとする医療機関との連携を図り、地域での生活支援、家族介護の負担軽減に向けた支援について包括的に取り組んでいます。また、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、家族介護者教室等の普及啓発や介護者支援については、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と取り組んでいます。

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進する必要があります。

(1) 認知症総合支援事業

【事業概要】

①酒田市認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」の改訂と市民への周知

認知症と思われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければいいのかをまとめたガイドブック（認知症ケアパス）を改訂します。市内医療機関や歯科医院、薬局や公所への配置や、各種講座開催時に配布し、市民の認知症への理解や周知を図ります。

②認知症サポーター養成講座の開催

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民によって作ることを目的に、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を守り、支援するサポーターを養成します。庁内関係部局と連携を図りながら、企業、学校、PTA等の協力を得て、認知症サポーター養成講座を開催します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	18回	20回	23回	25回
養成講座受講者数	330人	400人	450人	500人
認知症サポーター数 (累計)	13,700人	14,100人	14,500人	15,050人

③チームオレンジ創設に向けた取り組み

本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジ創設に向けた取り組みとして、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の内容を充実させ、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを検討します。また、認知症の人やその家族も担い手の一員として社会参加できるよう取り組んでいきます。

④あんしん声かけ運動「さかた声かけ隊」の登録

日常生活の中で認知症高齢者等を見かけた時に声をかける等、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域の応援者として、活動について同意を得られた方が登録し、市民の先導役として運動に取り組みます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録者数	200人	200人	200人	200人

※さかた声かけ隊登録者延人数 1,350人（令和元年度末現在）

⑤市民認知症講演会の開催

幅広く市民から認知症やその対応について理解を深めてもらい、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを地域全体で取り組むことを目的として講演会を開催します。

⑥認知症カフェの実施

認知症の方や家族等が在宅介護の情報交換や悩み等を共有する場として、本人や家族、支援者が気軽に参加できるカフェを開催します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	13回	12回	12回	12回
参加者数	130人	150人	150人	150人

⑦徘徊高齢者事前登録「安心おかえり登録」の実施と見守り体制の構築

認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等の情報をあらかじめ本市に登録し、酒田警察署・民生委員等と情報共有することで、実際に行方不明となった場合、早期に発見して保護できる体制を構築し、高齢者の安心安全の確保及び家族の支援を図ります。

地域の関係機関と連携しながら、認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を構築していきます。また、地域での見守り活動を推進するため「見守りツール」を導入し、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安心おかえり登録 新規登録者数	80人	80人	90人	100人

※新規登録者数には見守りツール登録者も含む

※登録者延人数 520人（令和元年度末現在）

⑧認知症初期集中支援事業の実施

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業対象者数	4人	5人	5人	5人

重点事項 7 : 高齢者の権利擁護の推進

<第7期計画における現状と課題>

「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」を開催し、関係機関の連携の強化と協力体制の充実を図っています。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応・継続支援を円滑に行えるように、高齢者虐待マニュアルの改正や簡易版を作成しています。

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用は、制度の浸透と認知症高齢者等の増加により、申立て件数・相談件数や利用者が増加傾向にあります。社会福祉協議会が取り組んでいる福祉サービス利用援助事業と成年後見事業について、今後の需要の増加に対応するため、業務に従事する職員体制の強化（社会福祉士等専門職の増員）が必要となっています。また、成年後見制度の利用を必要としている人が制度を利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、その中核となる機関の設置等の体制整備が喫緊の課題です。

高齢者虐待は、虐待者が精神疾患や引きこもり等の問題を抱えているケースや、貧困、セルフネグレクト等多様化していることから、臨機応変な対応、継続支援が求められています。

(1) 権利擁護事業

【事業概要】

① 高齢者虐待に関する普及啓発

高齢者虐待の防止や早期発見には、関係機関や地域住民の方々が虐待について理解を深め、被虐待高齢者が発するサインを見逃さないことが重要であり、高齢者虐待防止講演会（一般市民向け）や高齢者虐待防止研修会（関係機関向け）等を行い、普及啓発を推進します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待防止 研修会参加人数	100人	150人	150人	150人

② 地域の見守り体制の充実

民生委員、自治会長、地域包括支援センター等の地域の関係機関と地域ケア会議等で高齢者等の情報を共有することで、見守り体制の充実を図ります。また、高齢者の相談が寄せられた場合は地域包括支援センターや介護保険課が中心となり関係機関と連携しながら対応を行います。セルフネグレクト（自分自身による虐待）についても、高齢者虐待に準じた対応を進めていきます。

③関係機関の連携と協力体制づくり

高齢者が尊厳を保ちながら安定した生活を送ることができるよう、虐待防止など高齢者の権利擁護を支援する取り組みを推進します。高齢者及び障がい者虐待に係る各関係機関で組織する「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」をもとに連携を強化し、虐待防止や養護者支援の施策充実に努めます。

また、地域包括支援センターの社会福祉士を中心とする専門職による会議の開催など、虐待事例への対応や、防止のための活動について協力体制の充実に努めます。

④福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でない人等を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行います。酒田市社会福祉協議会が県社会福祉協議会より委託を受けて事業を展開しています。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービス利用 援助事業契約者数	140人	150人	160人	170人

※各年度末時点

(2) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

認知症や知的障がい、精神障がい等で金銭管理や契約行為が行えない方で、親族がいない、いても協力を得られない場合に、本人に代わって財産管理・契約行為を行う後見人選任の申立てを家庭裁判所へ行うことで、本人の権利を擁護します。本人が申立ての費用や後見人報酬の負担が困難な場合には助成を行います。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成者数	31件	40件	44件	48件
内 申立て件数	10件	14件	16件	18件
訳 後見人報酬に係る助成	21件	26件	28件	30件

◆成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用を促進し、制度利用に関する体制を整備するため、①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援等の機能をもつ地域連携ネットワークとその中核となる機関（成年後見センター等）の設置について、検討します。

重点事項 8：介護給付費等適正化事業

<第7期計画における現状と課題>

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることで、介護保険制度の信頼感を高め持続可能な介護保険制度の構築が必要です。単に給付の抑制という観点ではなく、サービス利用者にとって真に適正なプランが設定されているかどうかの主眼を置き、給付費の適正化を図ることが重要です。

引き続き、国が策定する指針や県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、山形県国民健康保険連合会と連携し取り組むとともに、先進地の事例等を参考にするなどして給付費の適正化に取り組むことも必要となります。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定に係る訪問調査は、新規申請についてはすべて直接市で調査し、区分変更申請についても原則市で直接調査を行います。更新申請や区分変更申請において市の訪問調査員で対応できない場合には、居宅介護支援事業所に認定調査を委託し実施します。

また、委託先の訪問調査員を対象とする研修や業務分析データを活用して、訪問調査の平準化を図る取り組みを継続していきます。

その他、認定調査の質の向上を図るため、新任の認定調査員に対して、市主催の研修を実施するとともに、厚生労働省の要介護認定適正化事業で実施している e-ラーニング※1による自主学習の推進を図ります。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の事後点検※2	全件	全件	全件	全件
業務分析データの活用による課題の把握※3	1回	1回	1回	1回
市主催の新任認定調査員研修※4	1回	1回	1回	1回

※1 e-ラーニング

インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援システムで「全国テスト」及び学習教材・問題集等により、調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識を深めるもの

※2 認定調査の事後点検

認定調査票（基本調査）の選択項目と（特記事項）の記載内容に齟齬が無く、整合性が保たれているか点検

※3 業務分析データの活用による課題の把握

分析データから本市における認定調査データの特徴等を把握し、調査員・ケアマネジャー等への周知

※4 市主催の新任認定調査研修

県主催の認定調査員研修とは別に当年度から新規に認定調査に従事し始めた人を対象にして、認定調査業務に慣れてきた10月頃を目途に調査業務の疑問点の解消や調査ポイントの再確認等を目的に行う研修

(2) ケアプラン点検

介護保険課と主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して指導・助言を行い、ケアマネジメントの質の向上や介護給付費の適正化に努めていきます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等によるケアプランチェック	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修については、事前の書面点検に加え、改修実施後に訪問調査を行い、設置状況及び利用状況を確認して在宅生活の質の向上に寄与しているか点検を行います。

また、福祉用具の利用については、書面点検に加え、国保連合会から提供される適正化システム帳票等を用いて点検を実施します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の事前書面点検	350件	全件	全件	全件
住宅改修の訪問調査	10件	10件	10件	10件

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連の医療情報との突合や縦覧点検を行い、重複請求等を割り出し、請求の適正化を図ります。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合	全件	全件	全件	全件

(5) 地域密着型サービス事業所に対する指導

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、厚生労働省発出「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づいて集団指導や実地指導を実施します。指定基準違反や不正請求の疑いがある場合は監査を実施し、必要な対応を行います。

また、研修会等の情報を随時周知するほか、酒田市介護サービス事業者連絡協議会での活動を通して地域密着型サービス事業者全体のレベルアップを図っていきます。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導及び監査 (地域密着型事業所)	7件	4件	11件	10件
(居宅介護支援事業所)	5件	2件	8件	9件

※地域密着型事業所の実地指導は、指定有効期間の中間年に実施

(6) 介護サービス情報の公表

毎年、年度当初に作成する「介護保険と高齢者福祉サービスガイドブック」や市ホームページ等で地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、広く住民に周知を図ります。また、市ホームページの地理情報システムで介護保険サービス事業所の情報を公開します。

今後も、様々な媒体や厚生労働省が運用する介護サービス情報公開システム等を活用し、介護保険サービス情報の周知を図ります。

(7) 保険料の収納対策

収納率向上のため納付相談員を配置し、納付しやすい環境を整備します。口座振替の勧奨、コンビニエンスストアやスマートフォンでの納付など、多様な納付方法を周知します。

滞納者に対しては催告等により納付を働きかけるとともに、保険給付の償還払い、給付制限に十分配慮しながら、きめ細やかな納付指導、分納対応等を行います。また、過年度未収金の債権管理については、債務承認等時効中断措置の適正な事務執行に努めます。

重点事項 9：介護サービス基盤の整備

<第7期計画における現状と課題>

第7期計画では、「介護離職ゼロ」「療養病床削減」へ対応するため、地域密着型介護老人福祉施設を1施設、認知症対応型共同生活介護を2ユニット、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1施設、看護小規模多機能型居宅介護を1施設整備しました。（看護小規模多機能型居宅介護以外は、令和3年4月に開所予定）各種調査や特別養護老人ホームの待機状況等を基に、また介護保険料への影響も考慮し、介護サービスを実施していく必要があります。

また、平成30年度から令和2年度の3か年で、有料老人ホームは4施設（定員106人）、サービス付き高齢者向け住宅1施設（定員70人）増加しました。有料老人ホームは増えていますが、低所得者や単身の高齢者が安心して生活できる住まいの確保について検討する必要があります。

(1) 施設整備等の考え方

①施設サービス【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

【待機者数の動向】

第5期計画では、上位待機者※1を増やさないことを目標に、既存の介護老人福祉施設と介護老人保健施設の増床（各10床）、地域密着型介護老人福祉施設（58床）の整備を進めました。その結果、待機者数は平成25年4月をピークに減少を続け、上位待機者を増やさないとする第5期計画における施設整備の目標は達成されました。

しかしその後、平成28年後半から待機者数が再び増加傾向になったことから、第7期計画では、地域密着型介護老人福祉施設（29床）の整備を進めました。

令和2年度5月末時点の介護老人福祉施設の待機者は692人という調査結果となっています。その内、事業所において判定する上位待機者は186人となっており、内、居宅における待機者は102人となっています。一方、介護老人福祉施設の入所者は、平成29年度が215人、平成30年度が235人、令和元年度が235人と200人を超え、上位待機者を上回っている状況です。

※1 上位待機者

介護老人福祉施設の判定会議において「入所が必要」と考えられる、山形県特別養護老人ホーム入所指針に定める点数を超えている待機者

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者の推移（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
待機者数	686	649	640	643	673
入所者数	343	207	215	235	235

※待機者数は年間の月平均人数。入所者数は年間の新規入所者数

【整備方針】

国が示す介護離職ゼロや地域医療構想に伴う療養病床の転換に対しては、第7期計画の施設整備や今後の介護医療院への転換等の基盤整備により対応を図ります。介護老人福祉施設については、年間の新規入所者数が上位待機者数を上回っており、また、第7期計画において地域密着型介護老人福祉施設を整備することとしています。一方、第7期計画の施設整備に伴い、介護給付費が増加し、保険料の上昇にもつながっていきます。

こうしたことから、第8期計画における施設サービスに係る新たな整備は、地域密着型介護老人福祉施設も含めて行わないこととします。

なお、介護療養型医療施設については、令和5年度末までに廃止され、介護医療院等へ転換されることとなります。

②居宅サービス

【整備方針】

本市では、これまで、高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問型介護看護や小規模多機能型居宅介護等を整備してきました。

一方、地域密着型を含む通所介護については、事業所数が全国平均に達し、県内では、認定者1人あたりの通所介護に係る給付費や認定者数に占める通所介護事業所数が県内他市と比較し、高い水準にあります。本市市内の地域密着型を含む通所介護事業所に、登録定員に対する利用割合（充足率）等に関する調査（令和2年1～8月実績）を実施したところ、平均約75%の利用割合という結果となりました。今後は、サービス提供や介護職員を定着させる観点から、既存事業所の定員を活用した利用を優先させていく必要があります。

このため、通所介護の新たな指定については、介護保険法に基づき、小規模多機能型居宅介護等のサービスが円滑に提供されるように、また、介護人材確保の観点からも、第8期計画で示すサービス見込量に達している場合、又は超える場合には、サービス事業者の指定を行う県に対し、指定を行わないように協議を求めることとします。また、本市が指定権限をもつ地域密着型通所介護についても、介護保険法に基づき、原則指定しないこととします。その他、居宅サービスの指定に関しては、県に対し、指定を行うときは事前に通知をするように求め、それぞれのサービスの利用状況等を踏まえ、意見を提出します。

一方、できる限り居宅で自立した日常生活ができるようにすることを目的として提供する訪問介護等の訪問サービスについては、利用が増えていることから、サービス提供の充実に向けた取り組みを検討します。

また、共生型サービス※1については、地域共生社会の実現に資するものであり、高齢障がい者の介護保険のサービスの円滑な利用を促進する観点から推進していきます。

※1 共生型サービス

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づき、障がい者・障がい児を対象にしたサービスの指定を受ける事業所が、介護保険法に基づく共生型サービスの指定を受けることで、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービス

③地域密着型サービス

【整備方針】

第7期計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1か所、認知症対応型共同生活介護を2か所、地域密着型介護老人福祉施設を1か所、看護小規模多機能型居宅介護を1か所整備しました。これにより、小規模多機能型居宅介護に加え、認知症対応型共同生活介護が全日常生活圏域に整備され、また、本市で初めて看護小規模多機能型居宅介護の整備されるなど地域密着型サービスの充実が図られました。こうしたことから、第8期計画では、原則としていずれのサービス種別においても新たな整備は行わないこととします。

④2025年・2040年を見据えた基盤整備

第7期計画では、2025年（令和7年）も見据え基盤整備を図りました。いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）は、本市では高齢者人口が減少する中で85歳以上の後期高齢者人口が高い水準で推移することが見込まれているものの、認定者数自体は現在とほぼ同水準になると見込まれます。

2040年（令和22年）を見据えた基盤整備については、第7期計画の基盤整備の効果を検証し、保険料の水準も踏まえながら、第9期計画に向け、検討していくこととします。

■介護サービス基盤の整備状況

（単位：施設、床）

種 別	平成26年	平成29年	令和2年	令和3年
訪問介護（ホームヘルプサービス）	30	29	32	31
訪問入浴介護	3	2	2	3
訪問看護	5	7	7	7
訪問リハビリテーション	4	4	6	5
通所介護（デイサービス）	44	43	45	44
通所リハビリテーション（デイケア）	8	7	9	8
短期入所生活介護（ショートステイ）	12	14	14	14
短期入所療養介護（ショートステイ）	7	7	7	6
特定施設入居者生活介護	2	2	2	2
福祉用具貸与・販売	12	13	13	13
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	1	2
地域密着型通所介護	—	—	4	5
認知症対応型通所介護 （認知症デイサービス）	14	13	12	12
小規模多機能型居宅介護	15	15	15	15
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	12 (153)	14 (171)	14 (180)	16 (207)

種 別	平成26年	平成29年	令和2年	令和3年
地域密着型介護老人福祉施設 (ミニ特養)	3 (78)	4 (107)	4 (107)	5 (136)
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	1	1
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	8 (641)	8 (641)	8 (641)	8 (641)
介護老人保健施設	5 (470)	5 (480)	5 (480)	5 (480)
介護療養型医療施設	2 (16)	2 (16)	2 (16)	1 (10)
居宅介護支援事業所	44	36	35	34

※各年4月の施設数(令和3年は予定数)。入所系施設の()内は床数

■地域密着型施設の圏域別整備状況

(単位:施設、床)

	地区名	小規模 多機能	看護小規模 多機能	地域密着型 特別養護老人ホーム	
		施設数	施設数	施設数	床数
第1圏域	琢成・松陵	2	1		
第2圏域	浜田・若浜・飛島	2		1	29
第3圏域	亀ヶ崎・港南・松原	2			
第4圏域	富士見・泉	2		1	20
第5圏域	浜中・黒森・十坂・宮野浦・ 新堀・広野	2		2	58
第6圏域	南遊佐・本楯・上田・西荒瀬	1			
第7圏域	東平田・中平田・北平田	1		1	29
第8圏域	八幡	1			
第9圏域	松山	1			
第10圏域	平田	1			
合 計		15	1	5	136

	地区名	認知症 グループホーム		認知症 デイ サービス	定期巡回 随時対応
		施設数	床数	施設数	施設数
第 1 圏域	琢成・松陵	1	18	1	
第 2 圏域	浜田・若浜・飛島	1	9		1
第 3 圏域	亀ヶ崎・港南・松原	1	18	2	
第 4 圏域	富士見・泉	3	36	4	
第 5 圏域	浜中・黒森・十坂・宮野浦・ 新堀・広野	3	27	2	
第 6 圏域	南遊佐・本楯・上田・西荒瀬	1	9		
第 7 圏域	東平田・中平田・北平田	1	9		
第 8 圏域	八幡	2	27		
第 9 圏域	松山	2	36	2	1
第 10 圏域	平田	1	18	1	
合 計		16	207	12	2

※令和3年4月1日の予定施設数

(2) 高齢者の住まいの確保

酒田市では令和2年4月現在、有料老人ホームが20施設（定員437人）、サービス付き高齢者向け住宅が10施設（定員198人）あります。他にも建設中の施設や建設計画もあり、今後も増加が見込まれます。

これらの有料老人ホーム等自体は、住まいの確保という観点から重要な役割を果たしています。一方、国会等では「有料老人ホーム等に併設する介護事業所等から必要以上に介護サービスを提供している場合があるのではないか」との指摘があります。本市においても、有料老人ホーム等に介護事業所等を併設している事業所があることから、県と連携を図り、設置状況等の情報を共有しながら、以下の点を設置者に強く要請していくなど、有料老人ホーム等のサービスの質の確保に努めます。

- 要支援者に対しては、介護サービスだけではなく、有料老人ホーム等による多様なサービス提供が行われること。
- 有料老人ホーム等単独で生活が完結できること。

■酒田市の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有料老人ホーム					
棟数	16	16	18	20	20
定員	332	329	380	437	444
サービス付き高齢者向け住宅					
棟数	11	10	10	10	11
定員	218	198	198	198	268

※平成29年度から令和2年度は4月1日時点の施設数を記載、令和3年度は予定数を記載

重点事項 10 : 災害・感染症に対する備え

〈第7期計画における現状と課題〉

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から介護事業所等と連携し、十分な対策を講じる必要があります。利用者の安全を確保するため、平時からの備えと緊急時の迅速な対応が行えるよう、防災・感染症対策に取り組んでいきます。

(1) 災害に対する備え

- ① 日頃から介護施設・事業所等と連携し、避難訓練の実施、飲料水等の備蓄の状況、災害時の具体的なマニュアル等の確認を行います。
- ② 地域防災計画に基づく要配慮者利用施設となった施設に対しては、避難確保計画の作成を促し、担当部署と必要な連携を行います。また、災害にあっても、サービス提供を継続できる体制を構築する必要があるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」の作成を促します。
- ③ 介護施設の所在地を明記した地図に、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水予測域の情報を加えた簡易版ハザードマップを作成し、介護施設・事業所等に周知します。

(2) 感染症に対する備え

- ① 介護施設・事業所等に対し、感染症に対する理解度、感染症対策に必要な衛生用品の備蓄等の確認を行います。また、感染症発生時にあっても、サービス提供を継続できる体制を構築する必要があるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」の作成を促します。
- ② 介護施設事業等に従事する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、人員不足となった施設等に介護職員を派遣する「山形県福祉事業所介護職員等相互派遣ネットワーク事業」の円滑な利用をサポートします。
- ③ 入所系介護施設等において、新型コロナウイルス感染症者等が発生した場合に、緊急的に必要となる衛生用品を迅速に供給できるよう、衛生用品の備蓄を確保します。
- ④ 住民主体による通いの場等で実施する介護予防においても、感染症防止対策を徹底します。

重点事項 1 1 : 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

<第 7 期計画における現状と課題>

高齢化の進展に伴い、今後ますます介護需要が高まる中、介護人材確保は重要な課題となっています。加えて、介護分野における人材確保が難しい状況において、良質な介護サービスを持続的に提供できるようにするため、業務の効率化に取り組んでいく必要があります。国、県と連携し、安定的な人材確保、介護分野の業務の効率化の取り組みに対し支援していきます。

- 1 県と連携し、県内の介護現場における業務仕分けや介護ロボットや I C T の活用等の取り組みについて情報の交換や共有化を図り、本市の介護現場にその取り組みを周知し促していきます。
- 2 市内の介護現場において、業務の効率化や労働環境整備に取り組んでいる優良事例を酒田市介護サービス事業者連絡協議会の各部会（訪問・通所・短期入所・入所・地域密着部会など）において周知し促していきます。
- 3 介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、I C T の活用等を検討していきます。
- 4 介護ロボットや I C T 導入に活用できる「地域医療介護総合確保基金（県）」の積極的な活用を促していきます。
- 5 介護仕事の魅力について、定期的な広報での周知や学校、地域への出前講座など様々な周知手段を活用し発信していきます。

第5章 介護保険事業の運営

1 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校単位等、地域の実情に応じて定めることとされています。また、自治会や町内会など既存コミュニティの活動にも配慮することが重要とされています。

本市では、平成18年に概ね中学校区（当時）を1つの日常生活圏域として市内に計10圏域を設定し、現在もその圏域を踏襲し、地域包括ケアの基盤としています。

【日常生活圏域設定の考え方】

本市における日常生活圏域の設定にあたっては、面積や人口だけでなく、小中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を総合的に勘案した圏域とします。

- 生活圏の基本となる小学校区を1つの単位とし、小学校区を複数まとめた地域を日常生活圏域としています。
- 面積や高齢者人口、高齢化率、福祉施設等社会資源の整備状況、コミュニティや地域ネットワークの繋がり等を考慮しています。
- 日常生活圏域に1つの地域包括支援センターを配置しています。

◆今後の日常生活圏域および地域包括支援センターのあり方について

国では、日常生活圏域の設定の目安を、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域（具体的には中学校区）、あるいは人口は2万～3万人としています。

高齢者人口は令和3年をピークに減少していきませんが、山間部や農村部の人口減少が大きく、日常生活圏域ごとの高齢者数の偏りは年々広がっています。この偏りは、現在の最大3.6倍から2040年（令和22年）には4.3倍まで広がると推計しています。総人口についても7万人を切るまで減少すると見込まれています。

また、日常生活圏域に設置している地域包括支援センターの職員配置は、介護保険法の定める職員数を基準とし、高齢者が3千人に満たない場合は専門職（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）のうち二職種の職員配置となっています。今後、ますます高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応するためには、三職種が揃う体制が必要と考えます。

人口減少と高齢者の偏在による地域の状況変化や地域包括支援センターの体制強化の必要性等により、現在の日常生活圏域数や地域包括支援センター数を維持することは難しくなることから、再編が必要と考えます。第8期計画期間中に、酒田市介護保険運営協議会や酒田市地域包括支援センター運営協議会等での議論を踏まえ、日常生活圏域の再設定と地域包括支援センターの再編を進めます。

■日常生活圏域の状況及び担当する地域包括支援センター

日常生活圏域	地区名	高齢者人口	高齢化率	地域包括支援センター名称	職員数	基準職員数
第1圏域	琢成・松陵	4,837人	41.7%	なかまち	4名	3名
第2圏域	浜田・若浜・飛島	4,734人	37.1%	にいだ	3名	3名
第3圏域	亀ヶ崎・港南・松原	5,481人	28.8%	はくちょう	3名	3名
第4圏域	富士見・泉	3,556人	27.0%	あけぼの	3名	3名
第5圏域	浜中・黒森・十坂・宮野浦・新堀・広野	5,844人	33.9%	かわみなみ	4名	3名
第6圏域	南遊佐・本楯・上田・西荒瀬	2,723人	40.1%	ほくぶ	2名	2名
第7圏域	東平田・中平田・北平田	1,797人	42.0%	ひがし	3名	2名
第8圏域	八幡	2,246人	41.8%	やわた	2名	2名
第9圏域	松山	1,646人	41.7%	まつやま	2名	2名
第10圏域	平田	2,200人	38.8%	ひらた	2名	2名

※高齢者人口は令和2年3月31日現在の住民基本台帳より（特養入所者等は除く）

※職員数は令和2年4月1日現在の人数（各地域包括支援センターに1名配置している生活支援コーディネーターは除く。）

※基準職員数は3千人未満の場合2人（2職種）、3千人以上の場合3人（3職種）配置

2 要介護認定者数の推移

第8期計画では、「見える化」システムの将来推計機能を用いて推計しています。

高齢者人口全体は令和2年度から3年度にかけてピークを迎え、その後、緩やかに減少していきますが、介護が必要となる割合が高くなる後期高齢者人口は増加していくため、要介護認定者数及び要介護認定率は共に増加していくと見込まれます。

2025年度（令和7年度）には、認定者数7,406人、認定率20.6%、2040年度（令和22年度）には、認定者数7,250人、認定率23.9%と見込まれます。

2040年度（令和22年度）は高齢者数が減少するものの、後期高齢者のうち85歳以上が占める割合が高くなるため、令和3年度と同程度の認定者数になると見込まれます。

■要支援・要介護認定者数、認定率の推計及び実績 (単位：人)

	令和2年度 (2020年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 推計値	令和4年度 (2022年度) 推計値	令和5年度 (2023年度) 推計値	令和7年度 (2025年度) 推計値	令和22年度 (2040年度) 推計値
要支援1	541	514	514	518	520	500
要支援2	869	844	849	858	854	816
要介護1	1,354	1,404	1,415	1,425	1,428	1,391
要介護2	1,536	1,583	1,597	1,618	1,621	1,592
要介護3	1,136	1,153	1,164	1,183	1,192	1,184
要介護4	942	976	985	1,000	1,006	1,003
要介護5	731	766	775	784	785	764
合計	7,109	7,240	7,299	7,386	7,406	7,250
うち第1号 被保険者数 A	6,965	7,098	7,159	7,251	7,277	7,161
高齢者 人口 B	36,065	35,949	35,902	35,779	35,286	30,009
認定率 A/B	19.3%	19.7%	19.9%	20.3%	20.6%	23.9%
チェックリスト該当者	293	300	300	300	300	300

※令和2年度は9月末の実績、令和3年度から令和22年度までは3月末の見込み

■要介護認定申請件数の推移 (単位：件)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(9月末)		
	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数
新規	1,754	32.7%	146	1,702	28.1%	142	847	37.9%	141
更新	3,027	56.5%	252	3,783	62.6%	315	1,090	48.7%	182
区分変更	575	10.7%	48	562	9.3%	47	299	13.4%	50
計	5,356	-	446	6,047	-	504	2,236	-	367

3 各サービス利用量及び給付費の状況と見込み

(1) 各サービス利用量及び給付費の状況

第7期計画期間中の利用量と給付費の状況を見ると、平成30年度と令和2年度(見込)の比較では、介護サービス給付費の増加率は訪問リハビリテーションが最も高く、次に訪問看護が高く、介護サービス給付費の増加額は介護老人保健施設が最も大きく、次に通所介護が大きくなっています。また、新たに整備した看護小規模多機能型居宅介護の利用が令和2年度より始まりました。

■介護サービス

(年間)【上段:サービス量/下段:給付費】			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
1. 居宅サービス			
訪問介護	199,875回 561,951,666円	204,951回 586,869,793円	210,164回 623,681,760円
訪問入浴介護	2,988回 35,455,856円	2,805回 33,485,450円	3,300回 37,084,824円
訪問看護	18,460回 111,875,037円	20,617回 127,189,168円	21,530回 125,104,128円
訪問リハビリテーション	9,467回 26,538,904円	10,480回 30,001,791円	12,052回 33,514,536円
居宅療養管理指導	7,702人 32,816,723円	7,615人 32,738,128円	7,128人 32,099,700円
通所介護	276,238回 2,120,335,748円	284,943回 2,176,885,059円	280,578回 2,174,053,680円
通所リハビリテーション	58,326回 474,367,304円	56,468回 480,857,230円	54,857回 495,862,200円
短期入所生活介護	86,194日 698,699,249円	85,313日 686,516,093円	86,153日 715,730,412円
短期入所療養介護	7,290日 75,435,757円	6,938日 73,785,055円	4,354日 45,647,832円
福祉用具貸与	23,082人 292,755,573円	23,681人 301,139,628円	23,508人 306,827,040円
特定福祉用具購入費	418人 11,399,645円	339人 9,359,777円	396人 10,085,292円
住宅改修費	248人 23,309,229円	211人 18,875,991円	156人 16,636,692円
特定施設入居者生活介護	456人 81,845,754円	519人 92,736,437円	516人 94,168,176円
2. 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	709人 120,098,748円	738人 130,465,485円	792人 130,855,644円
夜間対応型訪問介護	—	—	—
地域密着型通所介護	15,725回 123,523,455円	12,654回 105,339,717円	11,512回 110,300,964円
認知症対応型通所介護	27,781回 288,787,188円	27,918回 290,889,123円	27,581回 289,767,456円
小規模多機能型居宅介護	3,847人 705,913,225円	3,902人 731,573,189円	3,864人 708,866,892円
認知症対応型共同生活介護	2,338人 572,008,371円	2,338人 579,984,524円	2,328人 595,935,576円
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,311人 341,956,366円	1,313人 345,722,610円	1,356人 352,624,008円
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	156人 12,871,368円
3. 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	7,577人 1,880,811,897円	7,681人 1,923,515,969円	7,716人 1,994,990,184円
介護老人保健施設	5,312人 1,417,732,199円	5,307人 1,457,394,629円	5,400人 1,554,597,804円
介護療養型医療施設	170人 35,055,937円	175人 36,505,746円	144人 30,392,748円
療養病床(医療保険適用)からの転換分	—	—	—
4. 居宅介護支援			
	40,476人 602,930,218円	40,357人 608,132,281円	39,732人 604,209,084円
介護サービス計(小計)→(I)	10,635,604,049円	10,859,962,873円	11,095,908,000円

■介護予防サービス

	(年間)【上段:サービス量/下段:給付費】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
1. 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	5人 46,935円	— —	— —
介護予防訪問入浴介護	0回 0円	0回 0円	0回 0円
介護予防訪問看護	1,598回 5,863,464円	2,154回 7,997,238円	2,978回 9,824,724円
介護予防訪問リハビリテーション	2,412回 6,701,498円	3,248回 9,205,920円	3,802回 10,597,392円
介護予防居宅療養管理指導	221人 973,111円	242人 1,134,849円	348人 1,348,380円
介護予防通所介護	9人 204,986円	— —	— —
介護予防通所リハビリテーション	1,505人 50,228,654円	1,667人 57,713,861円	1,788人 67,760,196円
介護予防短期入所生活介護	802日 4,988,562円	875日 5,634,501円	605日 3,702,864円
介護予防短期入所療養介護	48日 430,992円	26日 281,493円	70日 875,976円
介護予防福祉用具貸与	3,539人 13,899,914円	3,473人 14,375,070円	3,396人 16,348,260円
特定介護予防福祉用具購入費	79人 2,001,012円	96人 2,757,204円	120人 2,328,444円
介護予防住宅改修	96人 8,986,842円	76人 7,481,773円	72人 7,140,372円
介護予防特定施設入居者生活介護	41人 3,552,797円	20人 1,674,908円	12人 943,236円
2. 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	133回 1,046,889円	37回 303,597円	0回 0円
介護予防小規模多機能型居宅介護	499人 30,968,014円	441人 27,530,432円	408人 29,793,288円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人 0円	0人 0円	0人 0円
3. 介護予防支援	4,946人 21,750,800円	5,066人 22,299,460円	5,124人 24,163,692円
介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)	151,644,470円	158,390,306円	174,826,824円
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	10,787,248,519円	11,018,353,179円	11,270,734,824円

(2) 各サービス利用量及び給付費の見込み

第8期計画期間中の各サービスの利用量及び給付費の見込みは、第7期計画のサービス利用量及び給付実績、今後の認定者数の見込み等を踏まえ、厚生労働省の「地域包括ケア『見える化』システム」を使用し、推計しています。第8期計画の給付費は、第7期計画において地域密着型介護老人福祉施設1施設、認知症対応型共同生活介護2ユニット、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設を整備したことに伴い、給付費が増加しています。

なお、2025年度(令和7年度)及び2040年度(令和22年度)を見据え、中長期的に介護需要を把握するため、それぞれの年度の各サービス利用量及び給付費も合わせて示します。

■介護サービス利用量

(年間)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1. 居宅サービス						
訪問介護	回数(回)	228,242	231,961	236,770	237,950	232,574
訪問入浴介護	回数(回)	3,647	3,647	3,701	3,744	3,646
訪問看護	回数(回)	23,317	23,444	23,914	23,956	23,588
訪問リハビリテーション	回数(回)	15,362	15,676	16,064	16,183	15,799
居宅療養管理指導	人数(人)	7,284	7,356	7,464	7,488	7,356
通所介護	回数(回)	284,192	287,180	291,529	292,622	286,843
通所リハビリテーション	回数(回)	56,095	55,793	57,158	57,343	56,249
短期入所生活介護	日数(日)	86,230	86,988	88,840	89,038	87,679
短期入所療養介護	日数(日)	4,423	4,423	4,673	4,673	4,673
福祉用具貸与	人数(人)	24,216	24,480	24,936	24,756	24,276
特定福祉用具購入費	人数(人)	396	396	396	396	396
住宅改修費	人数(人)	240	240	240	240	240
特定施設入居者生活介護	人数(人)	516	528	540	540	528
2. 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	1,572	1,584	1,608	1,608	1,560
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	11,556	11,832	12,245	12,245	12,002
認知症対応型通所介護	回数(回)	27,935	28,577	28,876	28,876	28,405
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3,972	3,996	4,068	4,080	4,008
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2,604	2,628	2,664	2,664	2,640
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,620	1,704	1,704	1,776	1,764
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	348	348	348	348	348
3. 施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	7,752	7,788	7,824	7,824	7,788
介護老人保健施設	人数(人)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
介護医療院	人数(人)	0	120	120	120	120
介護療養型医療施設	人数(人)	120	0	0	0	0
4. 居宅介護支援						
	人数(人)	40,608	41,004	41,628	41,760	40,956

■介護予防サービス利用量

(年間)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1. 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	3,494	4,039	4,550	4,550	4,090
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	4,054	4,086	4,086	4,086	3,941
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	348	348	348	348	336
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1,896	2,040	2,184	2,184	2,040
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	613	613	613	613	613
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	70	70	70	70	70
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	3,348	3,372	3,396	3,420	3,204

(年間)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	108	108	108	108	108
介護予防住宅改修	人数(人)	72	72	72	72	72
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	12	12	12	12	12
2. 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	444	444	444	444	432
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
3. 介護予防支援	人数(人)	5,436	5,460	5,652	5,652	5,460

■介護サービス給付費

(単位:千円)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1. 居宅サービス						
訪問介護		673,526	685,143	699,244	702,684	686,591
訪問入浴介護		43,738	43,762	44,403	44,916	43,732
訪問看護		148,339	149,207	152,144	152,314	149,877
訪問リハビリテーション		44,050	44,965	46,082	46,420	45,324
居宅療養管理指導		32,879	33,228	33,692	33,793	33,180
通所介護		2,301,565	2,327,107	2,362,823	2,371,725	2,325,105
通所リハビリテーション		504,105	502,600	515,277	516,935	507,679
短期入所生活介護		717,599	724,417	739,708	741,342	730,127
短期入所療養介護		46,636	46,661	49,381	49,381	49,381
福祉用具貸与		312,875	316,586	323,381	320,041	313,917
特定福祉用具購入費		11,156	11,156	11,156	11,156	11,156
住宅改修費		18,543	18,543	18,543	18,543	18,543
特定施設入居者生活介護		95,624	96,960	98,950	98,950	96,960
2. 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		254,596	258,002	266,491	266,491	254,349
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		111,342	114,143	118,279	118,279	116,135
認知症対応型通所介護		293,223	300,080	303,203	303,203	298,322
小規模多機能型居宅介護		737,120	742,885	756,920	758,896	746,862
認知症対応型共同生活介護		664,404	670,892	680,166	680,166	673,908
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		425,477	447,728	457,624	477,327	473,906
看護小規模多機能型居宅介護		65,194	65,230	65,230	65,230	65,230
3. 施設サービス						
介護老人福祉施設		2,053,783	2,097,545	2,121,916	2,121,916	2,111,668
介護老人保健施設		1,594,181	1,618,001	1,646,347	1,646,347	1,652,035
介護医療院		0	41,301	41,301	41,301	41,301
介護療養型医療施設		23,661	0	0		
4. 居宅介護支援						
介護サービス(小計)→(I)		11,799,105	11,988,124	12,194,107	12,231,300	12,077,201

■介護サービス予防給付費

(単位:千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1. 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	12,588	14,548	16,406	16,406	14,731
介護予防訪問リハビリテーション	11,552	11,652	11,652	11,652	11,240
介護予防居宅療養管理指導	1,715	1,716	1,716	1,716	1,658
介護予防通所リハビリテーション	71,467	77,069	82,631	82,631	77,069
介護予防短期入所生活介護	3,900	3,903	3,903	3,903	3,903
介護予防短期入所療養介護	657	658	658	658	658
介護予防福祉用具貸与	14,903	15,007	15,111	15,214	14,263
特定介護予防福祉用具購入費	2,843	2,843	2,843	2,843	2,843
介護予防住宅改修	7,853	7,853	7,853	7,853	7,853
介護予防特定施設入居者生活介護	1,104	1,105	1,105	1,105	1,105
2. 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	29,900	30,348	30,780	30,780	29,435
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
3. 介護予防支援					
介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)	24,344	24,467	25,324	25,324	24,467
介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)	182,826	191,169	199,982	200,085	189,225
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)					
	11,981,931	12,179,293	12,394,089	12,431,385	12,266,426

4 地域支援事業について

(1) 地域支援事業の内容

地域支援事業は、高齢者の要介護状態等となることの予防、要介護状態等の悪化防止、地域における自立した日常生活の支援を図るため実施する事業です。事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されています。

事業区分	実施事業名	財源構成
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	・第1号被保険者保険料 23.00% ・第2号被保険者保険料 27.00% ・国 25.00% ・県 12.50% ・市 12.50%
	介護予防ケアマネジメント事業	
	一般介護予防事業	
	高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業	
包括的支援事業	総合相談事業	・第1号被保険者保険料 23.00% ・国 38.50% ・県 19.25% ・市 19.25%
	権利擁護事業	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
	地域包括支援センター運営協議会等開催事業	
	在宅医療・介護連携推進事業	
	地域包括ケア推進事業	
	認知症総合支援事業	
地域ケア会議推進事業		
任意事業	家族介護者支援事業	
	介護相談員派遣事業	
	住宅改修支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	

(2) 地域支援事業費の状況

第7期計画における地域支援事業費の状況は以下のとおりです。任意事業は成年後見制度利用支援事業費の増等により令和2年度は増額の見込みとなるものの、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業は同水準で推移しています。

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防・日常生活支援総合事業	219,044	218,151	222,412
包括的支援事業	193,745	194,313	196,505
任意事業	5,681	4,973	8,296
合計	418,470	417,437	427,213

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の見込み

第8期計画では、第7期計画での実績と、今後の高齢者人口や認定者数の伸び等を踏まえ、次のとおり見込みます。

■訪問型サービス

(単位：千円、人)

サービス類型		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
従前相当	事業費	8,258	8,343	8,554	8,991
	利用者数	357	360	369	388
A型	事業費	24,613	24,867	25,496	26,799
	利用者数	2,141	2,163	2,217	2,331
B型	事業費	650	800	950	1,250
	利用者数	105	125	145	185
	実施団体数	3	4	5	7

※従前相当及びA型の利用者数は年間の延べ人数、B型は年間の実人数

※各サービス類型の内容はP40～41に記載

■通所型サービス

(単位：千円、人)

サービス類型		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
従前相当	事業費	6,793	6,863	7,037	7,396
	利用者数	233	236	242	254
A型	事業費	134,282	135,665	139,098	146,207
	利用者数	7,761	7,740	7,936	8,341
B型	事業費	3,825	4,425	5,025	6,925
	利用者数	782	906	1,030	1,278
	実施団体数	18	22	26	36

※従前相当及びA型の利用者数は年間の延べ人数、B型は年間の実人数

※各サービス類型の内容はP40～41に記載

(4) 地域支援事業の見込額

第8期計画における地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業に係る利用者や実施団体、第2層生活支援コーディネーター委託料、成年後見制度利用支援事業に係る利用者の増等を踏まえ、第7期計画と比べ増額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業	236,861	239,947	246,498	260,711
包括的支援事業	207,213	207,236	207,294	207,421
任意事業	12,489	12,563	12,751	13,139
合計	456,563	459,746	466,543	481,271

(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用

市町村の介護保険事業の取組状況に応じて交付される「保険者機能強化推進交付金」は地域支援事業の「包括支援事業」を充実して実施する地域包括支援センターの体制強化や生活支援コーディネーター機能強化の取り組みに、「介護保険保険者努力支援交付金」は地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実して実施する介護予防の取り組みに活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援します。

5 市町村特別給付

【事業概要】

在宅で介護を必要とする要介護1以上の介護認定を受けている方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、在宅介護を必要とする低所得（本人が市民税非課税）の高齢者等に、紙おむつ・尿とりパッド等の購入に利用できる在宅紙おむつ券を交付します。市へ登録した事業所で利用できる在宅紙おむつ券を介護度と介護保険料段階に応じて交付します。

【計画値】

	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数	531人	540人	554人	561人

6 第1号被保険者の保険料

(1) 給付費の見込額

① 介護サービス給付費（標準給付見込額）

(単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費	ア	11,799,105,000	11,988,124,000	12,194,107,000	35,981,336,000
介護予防給付費	イ	182,826,000	191,169,000	199,982,000	573,977,000
総給付費（ア+イ）	ウ	11,981,931,000	12,179,293,000	12,394,089,000	36,555,313,000
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(a)	エ	69,670,436	112,848,659	116,468,395	298,987,490
特定入所者介護サービス費等給付額	オ	481,818,134	520,243,292	536,979,264	1,539,040,690
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(b)	カ	3,674,170	5,556,802	5,623,194	14,854,166
高額介護サービス費等給付額	キ	264,873,114	267,062,148	270,252,943	802,188,205
高額医療合算介護サービス費等給付額	ク	32,273,675	32,540,399	32,929,184	97,743,258
算定対象審査支払手数料	ケ	12,589,570	12,719,210	13,041,000	38,349,780
標準給付見込額 (ウ-エ+オ-カ+キ+ク+ケ)	A	12,700,140,887	12,893,452,588	13,125,199,802	38,718,793,277

a： ショートステイの利用者負担、本人年金収入等が120万円超の利用者負担及び助成要件となる預貯金等の基準が見直されます。

b： 年収約770万以上の世帯の上限額が見直されます。

②地域支援事業費

(単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	B	456,562,220	459,745,961	466,542,991	1,382,851,172

(2) 保険料基準額

介護保険料は、3年間で1期とする介護保険事業計画に定める介護サービス利用量等に基づいて算出した介護サービス給付費等を踏まえて設定します。

これにより算出した令和3年度から令和5年度までの第8期計画の第1号被保険者の保険料基準額は年額76,560円、月額6,380円となります。

高齢化による要介護等認定者の増加や第7期計画で実した施設整備等に伴い介護サービス給付費等が増加したものの、第7期計画期間中に積み立てた介護保険介護給付費準備基金の取り崩し等により、第7期計画期間と比較し、保険料基準月額を100円引き下げました。

(単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付見込額	A	12,700,140,887	12,893,452,588	13,125,199,802	38,718,793,277
地域支援事業費	B	456,562,220	459,745,961	466,542,991	1,382,851,172
第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23%	C	3,026,041,715	3,071,235,666	3,126,100,842	9,223,378,223
調整交付金相当額 (A+Bのうち)×5%	D	646,850,055	656,669,977	668,584,890	1,972,104,922
調整交付金見込額 (A+Bのうち)×e	E	873,248,000	853,671,000	846,428,000	2,573,347,000
調整交付金見込交付割合	e	6.75%	6.50%	6.33%	—
財政安定化基金拠出金見込額 (A+B)×f	F	—			
財政安定化基金拠出率	f	0.00%			
財政安定化基金等償還金	G	—			
介護保険準備基金取崩額	H	434,000,000			
財政安定化金取崩による交付額	I	—			
保険者機能強化推進交付金等 交付機見込額	J	106,434,000			
市町村特別給付費	K	24,118,000	24,367,000	24,983,000	73,468,000
保険料収納必要額 C+D-E+F+G-H-I-J+K	L	8,155,170,146			
予定保険料収納率	M	98.8%			
所得段階別加入割合補正後被 保険者数(3カ年合計)	N	107,820人			
保険料(基準年額) L÷M÷N	O	76,556円			
保険料(基準月額) O÷12月		6,380円			

【参考】2025年度（令和7年度）の保険料見込額

前頁までと同様の計算をした2025年度（令和7年度）の保険料基準額は、下記のように見込まれます。

（単位：円）

		2025年度 (令和7年度)
標準給付見込額	A	13,188,411,464
地域支援事業費	B	481,270,159
第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23.4%	C	3,198,705,500
調整交付金相当額 (A+B)×5%	D	672,456,081
調整交付金見込額 (A+B)×e	E	812,327,000
調整交付金見込交付割合	e	6.04%
財政安定化基金拠出金見込額 (A+B)×f	F	—
財政安定化基金拠出率	f	0.00%
財政安定化基金等償還金	G	—
介護保険準備基金取崩額	H	—
保険者機能強化推進交付金 等交付機見込額	I	35,478,000
市町村特別給付費	J	26,260,000
保険料収納必要額 C+D-E+F+G-H-I+J	K	3,049,616,581
予定保険料収納率	L	98.8%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（1年間）	M	35,553人
保険料（基準年額） K÷L÷M	N	86,818円
保険料（基準月額） N÷12月	O	7,235円

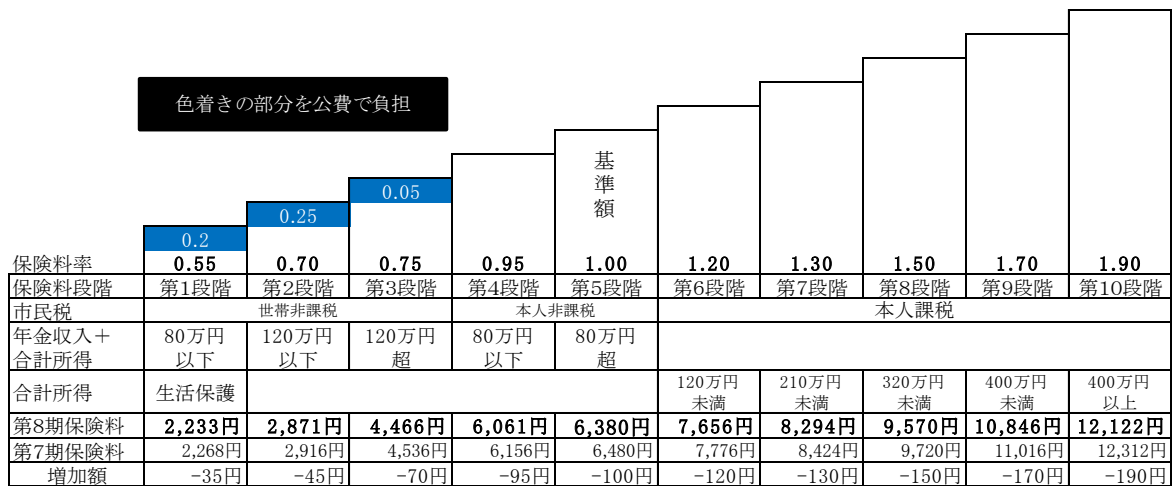
（3）保険料段階

第8期計画においては、第7期計画と同様に被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、下記の措置を継続したうえで、保険料段階と保険料率の設定は第7期計画と同じとします。なお、第7段階から第9段階の基準所得金額については、国の見直し※1と同様に見直します。

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、保険料段階設定を、国基準の9段階に対し10段階にする。
- 第1～3段階については、公費（国：1／2、県：1／4、市：1／4）による負担軽減を継続する。

※1 国の見直し

第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額300万円から320万円に変更



■ 保険料段階の推移

第6期事業計画		第7期事業計画		第8期事業計画	
保険料段階	基準額に対する割合	保険料段階	基準額に対する割合	保険料段階	基準額に対する割合
第1段階	0.55 (0.50)	第1段階	0.55 (0.35)	第1段階	0.55 (0.35)
第2段階	0.70	第2段階	0.70 (0.45)	第2段階	0.70 (0.45)
第3段階	0.75	第3段階	0.75 (0.70)	第3段階	0.75 (0.70)
第4段階	0.95	第4段階	0.95	第4段階	0.95
第5段階	1.00	第5段階	1.00	第5段階	1.00
第6段階	1.20	第6段階	1.20	第6段階	1.20
第7段階	1.30	第7段階	1.30	第7段階	1.30
第8段階	1.50	第8段階	1.50	第8段階	1.50
第9段階	1.70	第9段階	1.70	第9段階	1.70
第10段階	1.90	第10段階	1.90	第10段階	1.90

※網掛けが基準となる段階

※（ ）内は公費による負担軽減後の割合

■保険料の対象者と年額

保険料段階	対 象 者	保険料年額 ()は月あたり
第1段階 (基準額×0.35)	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金(※)受給者、市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	26,796円 (2,233円)
第2段階 (基準額×0.45)	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	34,452円 (2,871円)
第3段階 (基準額×0.70)	市民税非課税世帯で第1段階、第2段階以外	53,592円 (4,466円)
第4段階 (基準額×0.95)	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	72,732円 (6,061円)
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で第4段階以外	76,560円 (6,380円)
第6段階 (基準額×1.2)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	91,872円 (7,656円)
第7段階 (基準額×1.3)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,528円 (8,294円)
第8段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	114,840円 (9,570円)
第9段階 (基準額×1.7)	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	130,152円 (10,846円)
第10段階 (基準額×1.9)	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上	145,464円 (12,122円)

※老齢福祉年金：国民年金制度が発足した当時、すでに高齢で拠出年金を受けるための受給資格期間を満たすことができなかつた方に給付している無拠出年金のこと

資料編

1. 酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会委員名簿

(敬称略)

		団 体 名 等	氏 名
1号委員	医療保険関係者	酒田地区医師会十全堂	◎ 佐 藤 顕
		酒田地区歯科医師会	○ 佐々木 正 晃
		(公社) 山形県看護協会庄内支部	田 岡 奈 々
		酒田地区薬剤師会	住 田 常 喜
2号委員	介護福祉団体関係者	(社福) 酒田市社会福祉協議会	梅 木 和 広
		酒田市民生委員児童委員協議会	石 井 靖 雄
		酒田市介護サービス事業者連絡協議会	結 城 淳
		酒田市ボランティア連絡協議会	齋 藤 豊 司
		酒田飽海地区特別養護老人ホーム連絡協議会	佐 藤 崇
3号委員	地域団体関係者	酒田市自治会連合会	阿 部 建 治
		酒田市松山地区自治会連合会	小 田 和 夫
		酒田市コミュニティ振興会連絡協議会	青 葉 徹
		平田地域コミュニティ振興会連絡協議会	阿 部 直 也
		酒田市老人クラブ連合会	梨 本 利 雄
4号委員	識見を有する者	東北公益文科大学	鎌 田 剛
		酒田市地域包括支援センター	碓 谷 真 弓
		酒田市ケアマネジャー連絡協議会	井 畑 絹 子
5号委員	市長が認めた者	一般公募	朝 岡 剛
		一般公募	阿 部 治 夫

◎会長 ○副会長

2. 会議の開催状況

(1) 酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

- 第1回策定委員会（令和2年 6月29日）
- 第2回策定委員会（令和2年 9月24日）
- 第3回策定委員会（令和2年11月 9日）
- 第4回策定委員会（令和3年 1月18日）

(2) 酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会

- 第1回懇話会（令和2年8月3日）
 - ・介護保険事業の概要について
 - ・計画策定の体制、スケジュール等について
 - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査について
- 第2回懇話会（令和2年9月30日）
 - ・第7期計画の現状と課題について
 - ・第8期計画における施設整備について
 - ・地域包括支援センターのあり方について
- 第3回懇話会（令和2年11月25日）
 - ・第8期計画の保険料について
 - ・第8期計画の基本目標、重点事項及び計画の体系について
- 第4回懇話会（令和3年2月8日）
 - ・第8期計画の保険料について
 - ・第8期計画の素案について

3. 各種調査の実施状況

- (1) 令和元年12月 日常生活圏域ニーズ把握調査（6,640名回答）
→「見える化システム」による各圏域の特性、現状の把握
- (2) 令和2年 1月 在宅介護実態調査（行政規模で回収目標600件）
→高齢者等の在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を把握検討
- (3) 毎月 介護老人福祉施設・介護老人保健施設等待機状況調査
→市内各施設の待機者の状況を把握

第8期酒田市高齢者保健福祉計画・酒田市介護保険事業計画

令和3年3月

[編集・発行]

山形県酒田市健康福祉部介護保険課

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話 0234-26-5363

FAX 0234-26-5796